

官報

号外
国会会議録

令和7年三月十三日

○第二百十七回 衆議院会議録 第八号

令和7年三月十三日(木曜日)

令和7年三月十三日

午後一時 本会議

○今日の会議に付した案件

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名
大学等における修学の支援に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び
質疑

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○議長(額賀福志郎君) 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名を行います。

○鈴木隼人君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、中央選挙管理委員会に

古屋 正隆君

城島 光力君

及び 魚住裕一郎君

を指名いたします。

また、同予備委員に

元宿 仁君

豊原 昭二君

及び 大口 善徳君

を指名いたします。

門山 泰明君

佐々木信夫君

井形 厚一君

島松 洋一君

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(額賀福志郎君) この際、内閣提出、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。文部科学大臣あべ俊子君。

〔国務大臣あべ俊子君登壇〕

○国務大臣あべ俊子君 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

急速な少子化と人材不足に直面する中、高等教育費の負担軽減を図り、質の高い高等教育へのアクセスを確保できるようにし、我が国の未来を担う人材を育成することが重要です。

令和五年十二月に閣議決定したことも未来戦略に基づき、高等教育費により理想の子供の数を持てない状況を払拭するため、令和七年度から、多子世帯の学生等について授業料等を無償化することが必要です。

この法律案は、このことを実現するために、多子世帯の教育費の負担の軽減を図るため、当該世帯の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、法律の目的を見直し、低所得者世帯に加え、多子世帯についても、その負担の軽減を図るため、これらの世帯の学生等に係る授業料等減免を行うこと等としております。

第二に、授業料等減免の対象者として、多子世帯の学生等を加えることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

に対する質疑

○議長(額賀福志郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。青山大人君。

〔青山大人君登壇〕

○青山大人君 立憲民主党の青山大人です。

ただいま議題となりました大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して質問をいたします。(拍手)

質問に先立ち、高額療養費の自己負担限度額の引上げ凍結について述べさせていただきます。

衆議院で予算審議中、私たち立憲民主党が修正提案した令和七年度の引上げ全額凍結に対し、石破政権は、二度にわたる修正を表明したものの一部凍結にとどまり、衆院通過後に、参議院予算委員会と与党議員から、参院選に跳ね返ってくるとの発言を受けて、全面凍結に方針転換しました。

選挙目当てではないでしょうか。今の自民党は、一体誰のために政治を行っているのでしょうか。石破政権の対応が二転三転し、迷走しています。

さらに、厚生労働大臣は先日、厚生労働委員会で、がん患者らの負担額が再検討により更に増える可能性を否定しない答弁をし、患者の方々の不安が高まっています。命に関わることに、血も涙もないと言わざるを得ません。

さて、私たち立憲民主党は、党の綱領で、「人への投資」を重視し、過度な自己責任論に陥らず、公正な配分により格差を解消し、一人ひとりが幸福を実感できる社会を確立します。「私たちは、社会全体ですべての子どもの育ちを支援し、希望する人が安心して子どもを産み育てることができる社会をつくりたい」と明記をしています。昨年の衆院選においても、家計の教育負担を減らし、子供の貧困とその連鎖を防ぐこと、教育の無

償化を公約で訴え、多くの議席を獲得するに至りました。

今回の法改正は、我が党が目指す方向性に一部合致すること、政府が今年四月実施に向けて制度設計をしており、私自身、大学受験の予備校で高校三年生に世界史を教えています、対象となる生徒や御家庭もいますし、大学、学校側も制度が始まる前提で準備をしているため、真っ向から否定できない法案ではあります。しかしながら、極めて法改正の目的が不明確であり、中身を精査すればするほど、中途半端な改正であると言わざるを得ません。

多子世帯の大学無償化の話は、二〇二三年末、こども未来戦略の加速化プランにおいて実施される具体的な施策として突如浮上しました。

そもそも、多子世帯の大学授業料を無償化することで、少子化対策、出生率向上につながるのでしょうか。支援を多子世帯に限定したことによって、日本国憲法第二十六条、「その能力に応じ、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と明記されている教育機会の公平性に反するのではないかと、疑問が残ります。そうした疑問を予測したかのように、今回の法改正では従来の法律の目的そのものが大きく書き換えられており、結果として、少子化対策としても教育政策としても中途半端な制度になってしまおうそれがあります。

そこで、まず、今回の改正が、石破政権が目指す少子化対策に具体的にどのようなつながるのか、石破政権が目指す少子化対策の具体的な目標を示しながら、答弁を求めます。

政府は、理想の子供の数を諦める理由として、教育費負担が大きいかと説明していますが、それは、三人目だけでなく、二人目の壁にも関する問題です。

そもそも教育費とは、大学入学までの長年の教育費を念頭に置いている御家庭が多数のはずであります。また、大学は義務教育ではありません。にもかかわらず、大学無償化に焦点を当て、対象を多子世帯に限定するのは、少子化対策として果たして合理性があるのでしょうか。

今回の法改正では、世帯年収六百万円以下であつても、三人以上の子供がいなくて新たな支援の対象になりません。しかし、子供が一人、二人の家庭でも、経済的負担が大きいのは変わらないのではないのでしょうか。政府は、今回の新たな制度で、世帯年収六百万円以下の授業料減免を、多子世帯では収入にかかわらず減額、免除されるところ、同じように教育費の負担が大きいにもかかわらず、子供が三人未満の世帯を支援から排除するのは不公平ではないか、政府の見解を伺います。

そもそも、本改正案において、現行法から目的が大きく変更されていることに違和感を覚ええます。現行法第一条では、法の目的に、この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に對し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子供を安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処にすることを目的とするとはっきり明記されています。それに対し、改正案では、多数の子等の教育費を負担している家庭などの家庭における負担軽減への支援が強調され、人材の育成や質の高い教育といった文言が全て削除されてしまっています。

政府は、今回の目的条文の変更によって、従来

の法の趣旨を後退させる意図があるのか、その意図を明確に説明してください。

次に、本制度の扶養要件について伺います。本制度では、扶養している子供が三人以上であることが支援の条件となっています。しかし、第一子が就職などで扶養を外れた瞬間に、下の子の支援も打ち切られる仕組みになっています。

例えば、三人兄弟の場合でも、第一子が高校を卒業して、大学進学を選択せず就職し、扶養から外れると、第二子が大学に進学しても無償化の対象外となるという問題があります。これは、兄弟間の公平性を著しく損なう制度ではありませんか。また、親がこの制度の恩恵を受けたいとして、第一子の子供の意思に反して大学へ進学させるといった不自然な選択を迫る可能性があることも問題です。本来、大学進学や就職は各個人の自由な選択であるべきですが、この政策によって第一子の進路が左右されることになれば、子供の人生の選択をゆがめることにつながります。

このような、兄弟間で支援の有無という不公平があつたり、子供が進路を決める自由を奪つたりする制度は、日本国憲法第十四条、法の下での平等や、日本国憲法第十三条、幸福追求権に違反する可能性はないだろうか。政府の見解を伺います。さらに、今後、この不要とも思える扶養要件を見直す考えはありますか。併せて伺います。

さらに、本制度では、国内の大学、短期大学、高等専門学校のみが対象となり、海外の大学に進学する場合は支援を受けられません。しかし、政府は、グローバル人材の育成を掲げ、海外留学を推奨しています。にもかかわらず、海外の大学への進学の支援の対象外となるのは矛盾ではないのでしょうか。なぜ、海外大学への進学者が除外されるのか、国内大学と海外大学で扱いに差をつける

ことに合理的な理由があるのか、政府の説明を求めます。さらに、今後、見直す考えはあるのか、併せて伺います。

子供が二人以下の中間所得層へ支援を拡大できないのも、多子世帯においても不要な扶養要件を設けざるを得ないのも、結局は財源の問題があるからではないのでしょうか。法附則第四条において財源は消費税で確保するとされており、それ以外の財源の投入を認めておらず、逆にこれが足かせになっているのではないのでしょうか。

消費税以外の財源を認めていないとすれば、今後、子供が二人以下の中間所得層へ支援を拡大する際や、多子世帯においても兄弟間の不公平をなくすために不要な扶養要件を撤廃する際、その財源を補うために消費税の税率を引き上げると思えてしまいます。給付型奨学金の更なる拡充、多子世帯の大学無償化拡充を行うためにも、法附則第四条を見直すべきと考えます。答弁を求めます。

とはいえ、財源にも限界があります。制度を微調整しながら財源を逐次投入していくべきでしょうか。

あくまで個人の考えであります、より公平で柔軟な支援策として、同額の予算を投じるのであれば、たくさんの子供を育ててくれた親に対する感謝の意も込めて、子育て感謝金とも称して現金給付を行う方がまだ合理的ではないでしょうか。

具体的には、多子世帯に対して、第一子が高校卒業時に、大学無償化相当額、約四百万円を世帯に支給し、その使途を教育、住宅、生活費、留学など自由に活用できるようにするものです。こうすれば、子供の大学の進学の有無にかかわらず家計への支援が可能であり、兄弟の年齢差による不公平も解消できます。第一子が海外の大学へ進学

しても、同額の支援を受けることができます。大学授業料減免が現金給付か、世帯によって選択できるようにすることも一つだと思います。

さて、日本学生支援機構の奨学金利用者の七割が返済に不安を感じ、四割が返済の負担に苦しんでいます。奨学金の返済は、貯蓄や日常生活、結婚、子育てなどの将来設計にも影響を与えています。奨学金の返済に関する相談も後を絶ちません。

奨学金という名前ではありませんが、結局は、社会に出る前の若者に多額の借金を背負わせているのです。奨学金返済は、若者の人生に大きなハンデをもたらします。やりたいことや夢を諦めざるを得なくなった若者もいます。今こそ、親の経済力にかかわらず、将来を担う子供の学びを社会全体で支えるという理念をしっかりと確立するべきです。

そこで、私たち立憲民主党は、貸与型奨学金の返還額を所得控除の対象にすること、返還免除制度を拡充すること、返済中の有利子奨学金の利子分を免除することを政策提案していますが、政府として、検討、導入するおつもりはありますか。答弁を求めます。

ここまで、立憲民主党の具体的な提案と本改正案の改善点について質問しました。何度も申し上げますが、この改正案は、半歩前進ではありませんが、余りにも中途半端で不十分であることを指摘し、私の質問を終わりにします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣あべ俊子君登壇〕
○国務大臣(あべ俊子君) 青山議員にお答えいたします。

まず、子供三人未満の世帯との公平性についてお尋ねがありました。

今回の制度改正において、扶養する子供が三人以上の世帯を対象としたのは、理想の子供の数が三人以上の場合において、それを断念する理由として教育や子育ての費用を挙げ、財源が限られている中、負担が集中している期間を優先して支援することとしたものです。

次に、目的規定の改正についてお尋ねがありました。

改正案の目的規定では、低所得者世帯も含めて授業料等減免を行うことで、家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担し、その軽減を図ることによって、子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目指しています。

これを踏まえ、より広い家庭の教育費の負担を社会全体で負担するという趣旨で目的全体を見直す中で、御指摘のような従前の規定を一部改正しておりますが、制度創設時より、本制度の対象機関となるためには、大学等は教育や経営に関する機関要件を満たすことを求めています。そのことは本改正案でも変わるものではなく、従来の趣旨を後退させるものではありません。

次に、兄弟間の公平性、扶養要件の見直しについてお尋ねがありました。

今回の制度改正は、家庭の教育費負担に着目した支援であることから、兄弟一人一人の負担額の側面というよりは家計全体としての負担軽減を図る趣旨であることから、兄弟間で不公平が生じるという指摘や憲法違反との指摘は当たらないと考えています。

政府としては、本法案をお認めいただければ、まずは制度を着実に実施に移し、その効果を見定めながら、更なる負担軽減、支援の拡充について

も、論点を整理した上で十分な検討を行いつつ、取り組んでまいります。

次に、海外大学の取扱いについてお尋ねがありました。

現行の高等教育の修学支援新制度は、学校教育法に規定する国内の大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校を対象としており、海外にある大学等は、学校教育法上の大学等には該当しないことから、今回の制度改正においては対象としておりません。

なお、海外留学については、経済的負担の軽減を図るべく、海外留学支援制度において給付型奨学金を支給しているところです。

次に、本制度の財源に係る規定についてお尋ねがありました。

本制度は、制度として確立された少子化に対処するための施策の一つとして、消費税の収入を活用して財源を確保しており、今回の制度改正においても、この枠組みの中で実施することとしています。

御指摘の規定は、本制度が恒久的な財源の下で安定的に実施できるよう定めているものであり、当該規定を見直すことは考えておりません。

次に、貸与型奨学金の返還負担軽減についてお尋ねがありました。

貸与型奨学金の返還については、様々な御事情により返還が困難な方に対してはきめ細かい対応が必要と考えており、返還の猶予や月々の返還額を減額する制度等により、負担軽減を図ってまいります。

お尋ねの、返還額を所得控除の対象とすること、返還免除制度の拡充、有利子の奨学金の利子分の免除など、貸与型奨学金の在り方について

は、既に返還を完了した方との公平性の観点や、また、経済困難にもかかわらず、奨学金の貸与を受けずに大学等を卒業した方との公平性の観点などから、慎重な検討が必要と考えています。(拍手)

〔国務大臣三原じゅん子君登壇〕

○国務大臣(三原じゅん子君) 青山大人議員の御質問にお答えいたします。

高等教育の負担軽減の目的についてお尋ねがございました。

少子化対策については、石破内閣においても着実な実施を進めていることも未来戦略において、若い世代の誰もが、結婚や、子供を生み、育てたいとの希望がかなえられるよう、個人の幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させること、これを少子化対策の目指すべき基本的方向としています。

その上で、加速化プランにおいては、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化を図る観点から、長期にわたり子育て世帯への支援が実施できるよう、児童手当の抜本的拡充や出産などの経済的負担の軽減に加え、高等教育費の負担軽減も盛り込んでおります。

文部科学省が所管する今般の改正法案は、高等教育費の負担を理由として理想の数の子供を持たない状況を払拭することを目指すものであり、喫緊の課題である多子世帯の高等教育費の負担軽減を実施するものと承知しています。

少子化対策は、こうした様々な施策が総合的に相まって効果を発揮するものと考えており、引き続き、加速化プランに基づく施策等を着実に実施してまいります。(拍手)

○議長〔額賀福志郎君〕 美延映夫君。

〔美延映夫君登壇〕

○美延映夫君 日本維新の会の美延映夫でございます。

会派を代表して、ただいま議題に上がっております大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

私たち日本維新の会は、結党より、教育の無償化を訴えており、子供が経済的な負担なく、適性に応じた、多様で質の高い教育を受ける機会が十分に確保されることを求めています。

来年度予算には、高校の授業料無償化のための費用が組み込まれました。しかし、無償化は手段であって、決して目的ではありません。無償化を通じて、一人一人が自ら考え自立していくような、人を育てる制度となることが重要であり、ビジョンのない無償化は効果がないと考えます。

こうした観点から、まず、本案目的の修正について伺います。

これまで、真に支援が必要な低所得者世帯に対し経済的負担軽減の支援を行い、少子化の対処に寄与するとしていたものを大きく転換し、多数の子等の教育費を負担している家庭の支援を第一に、社会全体で教育費を負担し、子育てに希望を持つことができること等が明記されます。この目的は大いに賛同いたします。

あべ文科大臣にお伺いをいたします。

これまで所得の低い方を対象に格差是正のための支援を掲げていた政府が、なぜ今回、法案目的を変更して、多子世帯に対する所得制限のない無償化の実施を決めたのでしょうか。これまでの教育無償化の議論の中で、政府からは、所得の高い方々に給付することは世間の理解が得られないと

いう意見を繰り返し表明されています。もし、子育て世帯の教育費負担を社会全体で負担し、子育てしやすい社会を実現するという理由で所得制限を設けない方針に転換されたのであれば、今後、各種教育、子育て支援策全般にわたって、同様に所得制限は設けないのでしょうか。制度ごとに政策理念が異なると子育て世帯に混乱をもたらすことになるので、是非、政策理念の統一をお願いいたします。

もしそのような政策理念が貫徹されるのであれば、我が党がかねてより主張をしております、教育の無償化を憲法に明文化することを御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、無償化の支援対象について伺います。

今回の制度改正が三人以上の多子世帯を対象となった理由について、国立社会保障・人口問題研究所の調査で、三人以上の子供を望んでいた夫婦が三人目を諦めた最も多かった理由が教育費用の負担懸念であり、こうした世帯の負担軽減を図ることで少子化対策に寄与することが立法趣旨であるとの説明を受けました。

この調査と支援対象者の範囲設定に関しては疑問が残ります。

例えば、なぜ今回、三人以上扶養を抱える家庭で、長子が働き始めたならその兄弟は恩恵を受けられないというような中途半端な制度になってしまったのでしょうか。例えば、三人以上の子供を育てた家庭は日本の将来に大きく貢献しているのだから、兄弟全員が対象となる方が理解が得られるのではないのでしょうか。

また、調査報告のグラフでは、三人以上望んでいた夫婦と同じ規模で、二人望んでいたのに一人で諦めたという夫婦が存在します。公平性を考えるのであれば、二人以上の子供を扶養する家庭も

対象にすべきですが、なぜ三人以上にこだわるのでしょうか。

そして、私立大学の授業料減免額については、なぜ授業料平均である九十三万円に届かない七十万円となったのでしょうか。理由が財源であるならば、これらの対象は、今後、財源確保の状況に応じ、拡大や縮小の検討があるのでしょうか。

日本維新の会は、大学等高等教育の無償化について、その意義を十分に理解しつつ、無償化と同時に高等教育の質の向上が両輪となって進展するよう、必要かつ多岐に及ぶ大学改革をしっかりと実施した上で無償化を進めるべきであると以前から申し上げてまいりました。このような立場から、大学改革について五点お聞きします。

まず、高等教育の職業訓練機関と研究機関の二つの役割を含めた、機関別、設置者別の役割や連携の在り方について質問いたします。

限られた予算の中で職業訓練と学術研究の二つの役割を効果的に実現するため、一つ、高校進学が九九%となった社会構造の変化と職業訓練の適切なタイミングの再考、二つ、半導体技術者等、今後の経済成長に必要な人材の育成、三つ、介護職員や保育士といった社会的に不足するエッセンシャルワーカーの育成支援の観点から、専門高校や各省所管の職種別大学校も含めた、それぞれの教育機関の役割の再定義が必要なのではないでしょうか。

二点目には、高等教育の質の確保や質の向上の評価制度です。

これまで、高等教育を評価するために、三十を超える認証評価機関がつくられました。しかし、それらの評価機関が実際に大学に対して厳しい評価を与え、劇的に改善が行われたという報道は耳にしません。十二月の中教審の会議においては、

認証評価制度の見直しが必要といった意見も上がったようであります。

文科省は、高等教育の質を保証するとされる自己点検評価や内部質保証システム、そして外部評価機関について、どのように点検されているのでしょうか。また、新たな評価制度は、これまでの評価制度が一新されるような基本的な改革が行われると考えてよろしいのでしょうか。

三点目には、大学の入試改革の必要性を伺います。

よく、日本の大学は、入学で一番勉強し、入学したら勉強しなくなると批判されます。また、高校は、大学受験のための予備校になっているという批判があります。残念ながら、実態はおおよそそのとおりであり、高等教育の無償化において教育の質の向上を図るためには、高校での主体的な、総合的な探求学習が大学入学時に適切に評価されているような大学入試の改革の議論が大変重要です。

現在、筆記型入試から高校での学業を総合的に判断する選抜方法へと移行しつつありますが、偏差値重視の大学入試から、アドミッションポリシーに合致し専門性を追求する学習意欲のある高校生を選抜する入試へ、学業の身から大学を選択する社会への変容が重要です。

文科省は、高大連携の在り方を念頭に、今後どのような大学入試改革が必要とお考えなのでしょうか。

四点目には、教育の質と無償化の範囲についてお聞きたいします。

現状の制度では、無償化の対象となるため、留年をしないことといった成績の指標があります。が、対象の学生の勤勉さを担保するには不十分ではないでしょうか。学習意欲が見られない学生を

無償化することは国民の理解を得られることがないと考えますが、学生の学習効果を担保する指標は検討されているのでしょうか。

例えばアメリカでは、大学ごとに無償化の対象となるか否かが判断されます。当該大学に進学することで学生の生涯賃金が明確に向上する根拠がある大学のみ、支援の対象となります。日本でも、今後、無償化の範囲拡大を検討する場合、対象となる大学を、例えば国際卓越研究大学のように、日本の国際競争力に資する研究大学として既に認められた大学に限定するといったお考えは検討されているのでしょうか。

五点目には、少子化に伴う大学数の適正化と教育機会の確保です。

十二月の中教審では、高等教育全体の規模の適正化も課題に上がっております。高校卒業者数はバブル期が最大であったのに、その半分以上となつたはずの現在においても、大学の数がなぜか最大値を更新しております。私立大学の半数が定数割れを起こしている現在、無償化を進めると同時に、大学数の適正化、社会的に適切かつ必要な教育機会の量的検討は避けて通れない問題です。同時に、多様で質の高い高等教育の機会が全国で確保され、大学生の都市部への一極集中を避ける配慮も必要です。

中教審の答申では、撤退、規模縮小の支援も議論されていると存じますが、工程やその考えをお教えください。また、少子化が進む地方でも多様で特色のある質の高い教育機会の確保をするための方策について、考えを聞かせてください。

次に、教育無償化の優先順位について、証拠に基づく政策立案の考えを進めるという観点から、こども家庭庁の三原こども政策担当大臣にお伺いいたします。

利用者は四割であるという理由で無償化が進まないゼロ歳から二歳児の保育料に比べ、八割以上の若者が進学するといえ、自らの意思で進学を決める高等教育に二千六百億円という予算を使うことは、少子化という課題解決の優先順位において正しいと言えるのでしょうか。ゼロ歳から二歳児の保育料は、六千億円程度で、今保育園に通う全ての園児の無償化が実現できるという試算もあります。二千六百億円全額を保育に充てれば、半分近くの子育て世帯、しかも、出産を検討する世帯の支援ができ、少子化に直接的に関わる数値改善が期待できるという見方もできますが、なぜ今回、高等教育無償化を優先するのか、お教えください。

最後に、改めて、大切なことを申し上げます。人を育てることは国家経営の肝要であり、子供の成長は国家にとって宝であります。子供たちの無限の可能性を伸ばすことが、日本の国際的な競争力を高め、持続可能な成長の実現にもつながります。無償化が、単なるばらまきと言われず、皆様に応援される実りのある制度になるよう、日本維新の会はしっかりと議論していくことをお誓いし、私の質問とさせていただきます。(拍手)

御清聴ありがとうございます。(拍手)
(国務大臣あべ俊子君登壇)

○国務大臣(あべ俊子君) 美延議員にお答えいたします。

まず、教育費負担軽減において所得制限を設けないことについてお尋ねがありました。

今回の制度改正は、所得に関係なく理想の子供数を持てるよう、少なくとも高等教育費を理由として子供を諦めることがないようにすることを目的としたものであり、この趣旨に照らして、所得制限を設けないこととしています。

また、各種の制度における所得制限については、個々の制度の目的や支援方法などを踏まえつつ、検討を行うことが必要であると考えます。

なお、憲法改正については、文部科学大臣の立場で具体的にお答えすることは控えさせていただきます。

次に、多子世帯支援における扶養の要件及び私立大学の授業料減免額についてお尋ねがありました。

今回の制度改正は、高等教育費の負担を理由として理想の子供の数を持たない状況を払拭することを目指すものであり、子育てや教育費により理想の子供の数を持たない状況は三人以上を理想とする夫婦で特に顕著であることから、財源が限られている中で、このような内容としたものです。

また、私立大学の授業料減免額について、私立大学の学生の負担軽減を図ることを前提としつつも、私立大学は授業料設定の裁量性があり、その実態も様々である状況に鑑み、国立大学の授業料標準額と私立大学の平均授業料の中間の額として設定をしております。

政府としては、本法案をお認めいただければ、まずは制度を着実に実施に移し、その効果を見定めながら、更なる負担軽減、支援の拡充についても、論点を整理した上で十分な検討を行いつつ、取り組んでまいります。

次に、各教育機関の役割についてお尋ねがありました。

大学を始めとする高等教育機関の機関別やまた設置者別の役割については、社会の変化やこれまでの施策を踏まえ、本年二月に中央教育審議会答申で改めて示されたところです。その上で、各大学等が特色と強みを最大限生かせるよう、社会変化を見据えて、自らのミッションを再定義しつつ、社会の期待に添えていくことが重要と考えております。

また、専門高校は、我が国の産業を担う人材の育成やまた地域の発展を支える役割を担っております。各省所管の大学校については、各法令に定めた目的に基づいた教育訓練を担っているものと承知しております。

次に、内部質保証システムの評価と今後の評価制度の改革についてお尋ねがありました。大学が自己点検、評価を行うことで自律的に改善していく内部質保証の仕組みと、外部の認証機関による評価を実施することで、学生や社会の声も踏まえ、教育研究活動の不断の見直しが行われてきたと認識をしております。

内部質保証の仕組みを生かしながら、教育研究の質の更なる高度化を進めるためにも、本年二月の中央教育審議会の答申を踏まえ、各大学の教育力を適切に評価できるよう、新たな制度の構築に向けて具体的な検討を行ってまいります。次に、大学入試改革についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、大学入試改革を進めていくことは重要です。

大学入試については、高等学校までに育成した学力の三要素を多面的、総合的に評価する選抜によって、受験生と大学との望ましいマッチングが図られることが重要であり、そのための取組を推進しています。

今年度、総合型選抜と学校推薦型選抜で入学した者の割合は合わせて五〇％を超えており、文部科学省としては、全ての子供たちの可能性を最大限に引き出せるような教育の実現を目指し、大学入試改革を着実に推進してまいります。

次に、支援を受ける学生等の学業に関する要件についてお尋ねがありました。

高等教育の修学支援新制度は、大学等の経営が継続的かつ安定的に行われることを確認するため、一定の教育や経営に関する要件を満たす大学等を対象機関としており、また、学生等の学修状況を十分見極めた上での支援を行うことができるよう、学修意欲や質の観点から、一定の成績要件を設定しております。

今般の制度拡充に伴い、来年度から対象となる学生数が増加することも踏まえ、現行の学業要件の適正化に向け、必要な見直しを行うこととしており、今後とも、支援を受ける学生がしっかりと学べるように取り組んでまいります。

高等教育機関全体の規模の適正化の工程と質の高い教育機会の確保方策についてお尋ねがあります。

文部科学省としては、答申を踏まえ、規模の適正化を図りつつ、アクセス確保策を講じるとともに、教育研究の質を高めることが必要と考えています。

このため、夏頃をめどに十年程度の工程を政策パッケージとして示し、地方における質の高い教育の実現を含め、速やかに具体的方策の実行に取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣三原じゅん子君登壇)

○国務大臣(三原じゅん子君) 美延映夫議員の御質問にお答えいたします。

幼児教育、保育の支援と高等教育無償化についてお尋ねがありました。

ゼロ―二歳を含む幼児教育、保育の支援については、御党と自民党、公明党の三党合意において、更なる負担軽減、支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき成案を得ること、地方の実情等を踏まえ、令和八年度から実施することが盛り込まれたと承知

しており、今回の合意内容の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

一方、文部科学省が所管する高等教育無償化に係る今般の改正法案は、高等教育費の負担を理由として理想の数の子供を持てない状況を払拭することを目指すものであり、喫緊の課題である多子世帯の高等教育費の負担軽減を実施するものと承知をしております。

令和五年十二月に取りまとめたことも未来戦略の加速化プランにおいて、ライフステージを通じて子育てに係る経済的支援の強化を図る観点から、長期にわたり子育て世帯への支援が実施できるよう、児童手当の抜本的拡充や出産などの経済的負担の軽減に加え、お尋ねの高等教育費の負担軽減も盛り込んだものです。少子化対策は、こうした様々な施策が総合的に相まって効果を発揮するものと考えており、政府としては、加速化プランに基づき、三・六兆円と前例のない規模により抜本的に強化した子供、子育て政策を着実に実施してまいります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 佐原若子君。

(佐原若子君登壇)

○佐原若子君 れいわ新選組、佐原若子です。

会派を代表して、大学等における修学の支援に関する法律、いわゆる修学支援法の改正案に対する質疑を行います。(拍手)

この修学支援法は、大学無償化のための法律という触れ込みで二〇一九年に成立し、翌年から施行されたものです。

この修学支援は、中間層も支払う消費税が財源になっていますが、中間層の学生は支援対象外でした。この法律によって住民税非課税世帯など低所得者層に大学等への進学機会が生まれたこと

は一定評価できますが、この法案については、かねてから有識者の間で、最も支援を必要としている中間層世帯への対応が不足していると指摘されてきました。

文科大臣、本改正で、これまでの支援と併せ、大学院を含めた高等教育機関に在学している学生全体のうち、どれだけの学生が支援の対象になるのですか。

今回の法改正では、多子世帯に対しては世帯の所得制限なしで支援の対象に含まれていくことになっていますが、しかし、その支援については扶養を要件にしています。三人兄弟の場合、支援を受けていた一人目が大学を卒業して就職すれば、扶養から外れるので多子世帯とは認められず、残りの二人は支援対象外となります。有識者からは、一人目の子供が社会に出たからといって下の子の負担が減るわけではないとの批判が上がっています。一人目の子供は支援を受けられるが、それ以外は受けられないという可能性が高いのでは、余りに不公平ではないですか。

多子世帯は世帯の所得制限がないものの、それ以外の中間層では所得要件が残る、年収の僅かの差で支援の崖が生じるという問題もあります。

中間層が多子世帯以外も所得制限なしに一律支援を受けられるのではなく、いわば選別主義の思想で支援対象を文科省が細かく区切っているのは、財政支出を可能な限り絞っていかうとする財務省の緊縮財政主義の思想が文政行政にも悪影響を及ぼしているからではないのですか。大学無償化の最大の障害は財務省ではないのですか。文科大臣の認識を求めます。

そもそも、日本は教育への公的支出が少な過ぎるということは、長年、OECDからも指摘を受けています。高等教育の費用で家庭が負担する割

合は、二〇二一年で五一%、OECD平均は一九%。日本は三番目に高い割合です。なぜこまで家計に負担を強いるのですか。

昨年、奨学金債務の問題を若者の視点で描いた「威風堂々」という映画が全国で公開されました。日本の奨学金は貸与型が中心で、実態は国によるサラ金、学生ローンです。結婚や出産にも影響が出ています。借りるときは奨学金、返るときは金融事業と言われるように、この国の学生ローンの問題は、債権を民間債権会社に業務委託して、厳しい取立てを行うことです。

貸与型奨学金の債務免除を大胆に国費で行うことは、遡って大学無償化を行うのと同じ効果があります。債務免除は将来の学費無償化と併せて必要だと考えますが、大臣はどう考えますか。少なくとも、異常な取立ては今すぐやめさせるべきと考えますが、いかがですか。文科大臣、政府を動かしていただけませんか。

れいわ新選組は、結党以来、最大の安定財源は国による通貨発行、国債発行であると訴えています。財務省も、自国通貨建ての国債のデフォルトは考えられないと言っています。税だけを財源とする議論が、この国の将来を奪っているのではないですか。

この国の未来を担う人材を育成するのが公教育です。教育分野については積極財政が必要です。教育分野に対して公的支出を出し渋り続けることは、かえってこの国の将来の供給力、生産力を壊し、経済成長を妨げるものではないですか。今、最大の安定財源を国債発行とするべきです。いかがですか。

加藤財務大臣は、総裁選のときに、積極財政派の代表格として、国民所得の倍増が必要と発言しておられました。教育への国の支援は、国民所得

向上に寄与します。この点について、文科大臣及び財務大臣の答弁を求め、会派を代表しての質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇)

○国務大臣(あべ俊子君) 佐原議員にお答えいたします。

まず、高等教育の修学支援新制度の対象者数についてお尋ねがありました。

令和七年度予算案では、高等教育の修学支援新制度の対象となる学生等は約八十四万人を見込んでいます。

御指摘の大学院を含めた大学等の高等教育機関に在籍している学生等の数は、昨年五月時点で約三百九十万人となっており、この数値を基に推計すると、約二二％に相当する数となります。

次に、兄弟間の公平性についてお尋ねがありました。

今回の制度改正は、家庭の教育費負担に着目した支援であることから、兄弟一人一人の負担額の側面というよりは、家計全体としての負担軽減を図る趣旨であることを御理解いただければと考えています。

次に、対象者が限定的であることについてお尋ねがありました。

今回の制度改正において、扶養する子供が三人以上の世帯を対象としたのは、理想の子供の数が三人以上の場合において、それを断念する理由として教育や子育ての費用を挙げる傾向が最も顕著であることを踏まえたものであり、財源が限られている中、負担が集中している期間を優先して支援することとしたものであります。

政府としては、本法案をお認めいただければ、まずは制度を着実に実施に移し、その効果を見定

めながら、更なる負担軽減、支援の拡充についても、論点を整理した上で十分な検討を行いつつ、取り組んでまいります。

次に、奨学金の債務免除と債権回収の在り方についてお尋ねがありました。

貸与型奨学金の返還免除については、既に返還を完了した方との公平性の観点や、経済困難にもかかわらず、奨学金の貸与を受けずに大学等を卒業した方との公平性の観点などから、慎重な検討が必要と考えています。

また、お尋ねの回収については、法務省が作成した回収事務に関するガイドラインに基づいて業務が行われており、例えば、正当な理由なく夜間及び早朝に電話や訪問することなどを禁止しています。

加えて、返還が困難な方には、返還を猶予する制度や月々の返還額を減額する制度を案内することと委託業務に含んでおりまして、基準にのっとり丁寧に対応しているものと承知をしています。

次に、教育予算の拡充についてお尋ねがありました。

教育は、子供たちの未来をつくる上で重要な役割を担うものであり、我が国の成長の源泉ともなる重要なものであると認識をしています。

文部科学省としては、次世代に負担を先送りすることなく、引き続き、必要な教育予算を着実に確保し、未来への投資である教育施策の推進に取り組んでまいります。

以上です。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 佐原議員から、教育分野の財源として国債発行についてお尋ねがありました。

この国の未来を担う人材を育成するため、教育は重要であると考えております。例えば、教育費の負担軽減についても、これまで財源を確保しながら、幼少期から高等教育段階まで切れ目のない形で取り組んできております。引き続き、未来を担う人の育成に努めてまいります。

一方で、国債発行を教育分野の財源とすることについては、子供たちに負担を先送りすることにならないよう、安定財源の確保や財政の信認確保等の観点から、慎重に検討する必要があると考えております。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時七分散会

出席国務大臣

総務大臣 村上誠一郎君
財務大臣 加藤 勝信君
文部科学大臣 あべ 俊子君
国務大臣 三原じゅん子君

出席副大臣

文部科学副大臣 武部 新君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る七日、内閣から次の報告書を受領した。
令和六年度第三・四半期における予算使用の状況
令和六年度第三・四半期における国庫の状況

(理事補欠選任)

一、去る七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 中野 英幸君(理事小寺裕雄君去る一月二十三日委員辞任につきその補欠)

理事 小泉 龍司君(理事松本剛明君去る一月三十一日委員辞任につきその補欠)

外務委員会
理事 杉本 和巳君(理事青柳仁士君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

文部科学委員会
理事 高橋 英明君(理事美延映夫君去る七日理事辞任につきその補欠)
一、去る十一日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 美延 映夫君(理事池畑浩太郎君去る十一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任 補欠
高市 早苗君 小林 茂樹君
福原 淳嗣君 大空 幸星君
道下 大樹君 福森和歌子君
山川 仁君 上村 英明君
大空 幸星君 広瀬 建君
小林 茂樹君 高市 早苗君
福森和歌子君 福原 淳嗣君
上村 英明君 道下 大樹君
福森和歌子君 山川 仁君

財務金融委員		一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		文部科学委員		農林水産委員	
辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠
上田 英俊君	鈴木 英敬君	尾崎 正直君	松本 尚君	山本 大地君	坂本竜太郎君	土田 慎君	小森 卓郎君
鈴木 英敬君	上田 英俊君	岸 信千世君	塩崎 彰久君	坂本竜太郎君	山本 大地君	丹羽 秀樹君	佐藤 勉君
大西 健介君	長谷川嘉一君	西野 太亮君	川崎ひとと君	安藤たかお君	川崎ひとと君	阿部祐美子君	岡本あき子君
予算委員	補欠	緒方林太郎君	吉良 州司君	佐々木 紀君	田野瀬太道君	阿部 弘樹君	藤巻 健太君
辞任	補欠	川崎ひとと君	西野 太亮君	根本 拓君	大空 幸星君	大空 幸星君	岡田 華子君
稲田 朋美君	小寺 裕雄君	吉良 州司君	岸 信千世君	森下 千里君	大西 洋平君	岡田 華子君	階 猛君
深澤 陽一君	岩田 和親君	尾崎 正直君	尾崎 正直君	大空 幸星君	森下 千里君	森下 千里君	大空 幸星君
古屋 圭司君	工藤 彰三君	塩崎 彰久君	緒方林太郎君	川崎ひとと君	安藤たかお君	金子 恵美君	長島 昭久君
藤岡たかお君	市来 伴子君	松本 尚君	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	向山 淳君	階 猛君
西田 薫君	池畑浩太郎君	吉良 州司君	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	金子 恵美君	大空 幸星君
河西 宏一君	大森江里子君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
市来 伴子君	下野 幸助君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
工藤 彰三君	古屋 圭司君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
下野 幸助君	藤岡たかお君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
池畑浩太郎君	西田 薫君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
岩田 和親君	深澤 陽一君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
小寺 裕雄君	稲田 朋美君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
大森江里子君	河西 宏一君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
城井 崇君	本庄 知史君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
重徳 和彦君	米山 隆一君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
中島 克仁君	酒井なつみ君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
議院運営委員	補欠	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
辞任	補欠	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
上田 英俊君	平沼正二郎君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
高松 智之君	宗野 創君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
平沼正二郎君	上田 英俊君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
宗野 創君	高松 智之君	補欠	緒方林太郎君	大西 洋平君	川崎ひとと君	森下 千里君	岡田 華子君
一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。							
財務金融委員	補欠						
辞任	補欠						
後藤 茂之君	牧島かれん君						
赤羽 一嘉君	山口 良治君						

一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 日本学術会議法案 保険業法の一部を改正する法律案 信託業法の一部を改正する法律案 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 児童福祉法等の一部を改正する法律案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案 民事裁判情報活用の促進に関する法律案 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案 一、去る十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。 政治資金規正法の一部を改正する法律案(青柳仁士君外一名提出) 一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件	海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)の締結について承認を求めるの件 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案 環境影響評価法の一部を改正する法律案 (議案受領) 一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 (議案付託) 一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号) 財務金融委員会 付託 一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号) 法務委員会 付託 土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号) 農林水産委員会 付託	政治資金規正法の一部を改正する法律案(小泉進次郎君外五名提出、衆法第四号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(小泉進次郎君外五名提出、衆法第五号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(青柳仁士君外一名提出、衆法第一四号) 以上三件 政治改革に関する特別委員会 付託 (議案送付) 一、去る四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆法第九号) 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆法第一〇号) 一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 令和七年度一般会計予算 令和七年度特別会計予算 令和七年度政府関係機関予算 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案 地方交付税法等の一部を改正する法律案 所得税法等の一部を改正する法律案 一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁士君外一名提出) 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁士君外一名提出) 一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 政治資金規正法の一部を改正する法律案(青柳仁士君外一名提出)	(議案撤回) 一、去る十一日、次の議案は委員会において撤回を許可した。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(森田俊和君外十二名提出、第二百十五回国会衆法第一号) (議案撤回通知) 一、去る十一日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(森田俊和君外十二名提出、第二百十五回国会衆法第一号) (調査要求承認) 一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日いづれもこれを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、裁判所の司法行政に関する事項 二、法務行政及び検察行政に関する事項 三、国内治安に関する事項 四、人権擁護に関する事項 二、調査の目的 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
--	--	--	---

令和七年三月七日

法務委員長 西村智奈美

衆議院議長 額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和七年三月七日

外務委員長 堀内 詔子

衆議院議長 額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文部科学行政の基本施策に関する事項

二、生涯学習に関する事項

三、学校教育に関する事項

四、科学技術及び学術の振興に関する事項

五、科学技術の研究開発に関する事項

六、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する事項

事項

二、調査の目的

右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和七年三月七日

文部科学委員長 中村 裕之

衆議院議長 額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和七年三月七日

厚生労働委員長 藤丸 敏

衆議院議長 額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギーに関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項

項

二、調査の目的

経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和七年三月七日

経済産業委員長 宮崎 政久

衆議院議長 額賀福志郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十一日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産関係の基本施策に関する事項

二、食料の安定供給に関する事項

三、農林水産業の発展に関する事項

四、農林漁業者の福祉に関する事項

五、農山漁村の振興に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和七年三月十一日

農林水産委員長 御法川信英

衆議院議長 額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、環境の基本施策に関する事項

二、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する事項

三、循環型社会の形成に関する事項

四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項

五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項

事項

六、原子力の規制に関する事項

七、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和七年三月十一日

環境委員長 近藤 昭一

衆議院議長 額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の安全保障に関する事項

二、調査の目的

国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和七年三月十一日

安全保障委員長 遠藤 敬

衆議院議長 額賀福志郎殿

一、国土交通委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十二日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国土交通行政の基本施策に関する事項

二、国土計画、土地及び水資源に関する事項

三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項

四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項

五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項

六、北海道開発に関する事項

七、気象及び海上保安に関する事項

二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和七年三月十二日

国土交通委員長 井上 貴博

衆議院議長 額賀福志郎殿

(質問書提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

欠落した日朝交渉記録をめぐる政府の対応に関する質問主意書(島田洋一君提出)

在外公館におけるDV被害者等邦人保護の対応改善に関する質問主意書(青山大人君提出)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問主意書(上村英明君提出)

トルコ国籍者への査証免除措置に関する質問主意書(松原仁君提出)

中小企業等事業再構築促進事業に関する質問主意書(松原仁君提出)

中小企業生産性革命推進事業に関する質問主意書(松原仁君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日朝交渉記録が「存在しない」経緯に関する質問主意書(島田洋一君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

著作権法第三十条の四の合憲性に関する質問主意書(杉村慎治君提出)

ディープフェイク技術を悪用した性的コンテンツに関する質問主意書(八幡愛君提出)

公営五競技における利用者へのポイント付与がもたらす諸課題に関する質問主意書(大西健介君提出)

沖縄における米兵による事件事故等に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「処方箋を必要としない薬局医薬品」の取扱いに関する質問主意書(福田玄君提出)

小学校及び中学校の給食におけるエネルギーの摂取不足に関する質問主意書(酒井なつみ君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する再質問主意書(島田洋一君提出)

郵便に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

高額療養費制度改正の検討経緯に関する質問主意書(山井和則君提出)

高額療養費制度改正についての今後の再検討に関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島田洋一君提出日朝間の外交交渉における記録欠落と内容の漏洩に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出年金事務所における厚生年金保険料等の徴収業務の運用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤原規真君提出鈴木馨祐法務大臣が法務省職員に菓子折りをして「差し入れ」したことに

関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子君提出選択的夫婦別氏制度の導入反対に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出アニメーション人材育成調査研究事業の成果活用状況及び今後の取組に関する質問に対する答弁書

令和七年二月十九日提出
質問 第六〇号

日朝間の外交交渉における記録欠落と内容の漏洩に関する再質問主意書

提出者 島田 洋一

日朝間の外交交渉における記録欠落と内容の漏洩に関する再質問主意書

令和七年一月二十四日に提出した「日朝間の外交交渉における記録欠落と内容の漏洩に関する質問主意書」において私は、平成十四年九月の小泉純一郎首相(当時)による初の北朝鮮訪問直前に、当時の外務省の田中均アジア大洋州局長らが北朝鮮側と行った、きわめて重要な二回分の交渉記録が欠落しているとされる点について事実確認を行った。安倍晋三元首相が首相在任中に強く批判した問題である。

これに対し、令和七年二月四日に閣議決定された政府の答弁書は、「今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい」というものだった。

ところがその後、同月十二日の岩屋毅外相の会見において、産経新聞記者と岩屋外相の間で次のようなやり取りがあった。

「産経新聞 原川記者」(前略)この二回分の交渉記録が欠落していることは、過去に政府が何度も認めてきたことでございまして、一例を御紹介しますと、例えば平成二十八年三月八日の参議院の予算委員会において、当時の岸田文雄外務大臣がこのように答弁されています。「二回の交渉記録、その間の交渉の中で二回、この交渉記録が存在しない、それはそのとおりであります」というふうに、記録は存在しないということを答弁なさっているのですが、ここで質問なのですけれども、過去に政府がこの二回分は存在しないと答弁

してきたにも関わらず、今回の答弁書において、外務省としてお答えすることは差し控えたいというふうに対応を変更されたのは、いかなる理由によるのかということについてお伺いしたいと思います。(後略)

〔岩屋外務大臣〕今般の質問主意書で問われた点については、過去に質問主意書で問われて閣議決定を経て回答した答弁書が存在しておりますので、今般もそれに沿った形で答弁書を作成したものでございます。

一方、御指摘のように、国会において、当時の安倍総理や岸田外務大臣が二回の日朝交渉について、記録が存在しないという認識を答弁していることも事実でございます。

質問主意書に対する答弁書においても、提出者の問題意識を丁寧に汲んで対応すべきではないかと、正直、私(岩屋大臣)も思っております。

一方で、閣議決定した、閣議決定というのも非常に重たい手続でございますので、その答弁書がしつかりあると、一方で時の内閣総理大臣や外務大臣が国会において、これも国会における答弁というのは責任の重たいものでございます。そういうものが並立しているときに、どう判断すべきかということとは、今後、しつかり検討しなければいけないと思っております。

以上のやり取りを踏まえて、改めて質問する。

一 岩屋外相は、過去の答弁書に沿って私の質問主意書に対する答弁書を作成したとしているが、安倍首相(当時)や岸田外相(当時)が「記録が存在しない」と公の場で述べたのは、その過去の答弁書が出された後である。石破茂内閣はなぜ、安倍晋三、岸田文雄という歴代首相二人の認識を無視する形の閣議決定を行ったのか。二 岩屋外相は、「質問主意書に対する答弁書に

おいても、提出者の問題意識を丁寧に汲んで対応すべきではないかと、正直、私(岩屋大臣)も思っております」と自身の思いを述べた上で、しかるべき対応について「今後、しつかり検討しなければいけない」と言明した。

岩屋外相が「提出者の問題意識を丁寧に汲んだ答弁書とは言えなかったと認め、「しつかり検討」と約束した以上、その「検討」を踏まえた上での答弁を改めて求める。右質問する。

内閣衆質二一七第六〇号

令和七年三月四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出日朝間の外交交渉における記録欠落と内容の漏洩に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島田洋一君提出日朝間の外交交渉における記録欠落と内容の漏洩に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの先の答弁書(令和七年二月四日内閣衆質二一七第六〇号)については、衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年九月十七日の日朝首脳会談の準備過程で行われた外交交渉の記録に関する質問に対する答弁書(平成十九年三月二日内閣衆質一六六第七八号)三及び五について及び衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における日朝交渉記録文書の欠落に関する質問に対する答弁書(平成二十年二月二十二日内閣衆質一六九第八六号)三についてを踏まえ、日朝間の交渉の記録一般の存否についてお答えすること

は、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあることから差し控えたい旨、閣議決定したものである一方、安倍内閣総理大臣(当時)及び岸田外務大臣(当時)が、平成三十年六月十八日の参議院決算委員会及び平成二十八年三月八日の参議院予算委員会での答弁においてそれぞれ述べた日朝間の交渉の記録については、これらの答弁のとおり、存在しない。

令和七年二月二十日提出
質問 第六一 号

年金事務所における厚生年金保険料等の徴収業務の運用に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

年金事務所における厚生年金保険料等の徴収業務の運用に関する質問主意書

厚生年金保険料等の徴収は、日本年金機構(年金事務所)が行っており、事業主は、被保険者負担分の保険料と事業主負担分の保険料を合わせて納付する義務を負っている。保険料等の納期限までにその納付がなく、督促状に記載のある指定期限を過ぎても納付がない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、財産の差押え等の滞納処分を受けることがあるとされている。

ただし、個々の実情により保険料等を一時に納付することが困難な理由があるときには、管轄の年金事務所等に申請することにより、換価の猶予又は納付の猶予が認められる場合がある。これらの猶予の期間は、各一年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて最も早く保険料等を完納することができると認められる期間とされているが、やむを得ない理由があると認められる場合

は、申請により、当初の猶予期間と合わせて最長各二年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合がある。なお、換価の猶予を受けた場合、保険料等は、原則として猶予期間中に各月に分割して納付することとされている。

しかしながら、昨今、各地の年金事務所において、事業主からの猶予の相談に十分に対応せず、直ちに財産を差し押さえるなどといった強引な徴収が行われている実態があることが、国会質疑等でも度々取り上げられている。

このような状況を受け、厚生労働省は、国税関係法令等に基づき公正かつ適切な運用が行われるよう、令和六年四月、日本年金機構本部を通じて各年金事務所に対し指導を行ったと承知している。

以上を踏まえ、年金事務所における厚生年金保険料等の徴収業務の運用について、以下質問する。

一 今般、沖縄県の年金事務所において、事業主からの猶予の相談に際し、当該年金事務所の職員から「分割納付期間は年度末までに完納する計画で作成してもらう。年金事務所の決まり」との発言があったとして、当事者から、厚生労働省の指導等に照らして不当な対応であると、是正を求める要望が寄せられていると承知している。

1 沖縄県の年金事務所における右記の「決まり」の運用について、政府は把握しているか。

2 換価の猶予の期間は、一年以内が原則とされているが、一般論として、分割納付計画の作成について、申請時期によらず一律に年度末までの完納を求めることは適切な対応なのか、政府の見解を問う。

二 各地の年金事務所での強引な徴収事案について、厚生労働省として実態を調査し、不適切な対応については、直接指導を行うべきではないかと考えるが、政府の見解を問う。

三 年金事務所において丁寧な応接ができる職員の育成について、厚生労働省として取り組むべきではないかと考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第六一号
令和七年三月四日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出年金事務所における厚生年金保険料等の徴収業務の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出年金事務所における厚生年金保険料等の徴収業務の運用に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省においては、日本年金機構に対し、「各年金事務所における法令に則った厚生年金保険料等の徴収事務の運用の周知・徹底について」（令和六年四月五日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡。以下「事務連絡」という。）により、厚生年金保険料等の徴収業務について、「事業主等と丁寧に応接し、事業所の経営状況や将来の見通しなど丁寧に伺いながら、事業所の状況に応じた対応を行うこと」及び「納付能力調査に基づき、猶予期間及び各月の納付金額を適切に決めること」を求めているところであり、一般論として、御指摘の「分割納付計画の作成について、申請時期によらず一律に年度末までの完納を求めること」は「適切な対応」

であるとは考えていない。その上で、御指摘の「決まり」の運用の意味するところが必ずしも明らかではないが、同省において御指摘のような「要望」を受けた事実はあるものの、御指摘の「当該年金事務所」において、「分割納付計画の作成について、申請時期によらず一律に年度末までの完納を求めること」があつたとは承知していない。

二について

御指摘の「強引な徴収事案」及び「不適切な対応」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省においては、日本年金機構に対し、事務連絡により、「厚生年金保険料等の徴収については、・・・事業所の事業状況等の実情を丁寧・的確に把握し、・・・各年金事務所において、公正かつ適正に運用されるよう、周知・徹底されたい。」と求めているところ、これに基づき、同機構において、「各年金事務所において、公正かつ適正に運用されるよう」取り組んでいるものと承知しており、現時点では御指摘のように「実態を調査」することなどは考えていない。

三について

年金事務所の職員の育成については、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第三十五条の規定により厚生労働大臣が認可した令和六年度の同条に定める年度計画において、「保険料徴収対策を実施する年金事務所において公正かつ公平な対応ができる制度と実務に通じた高い専門性を有する職員を育成するため、職務と経験に合わせた研修の充実、実施に取り組むこととされ、これに基づき、日本年金機構において適切に研修が実施されているものと考えており、また、厚生労働省としても、同機構に対し、事務連絡において、「事業主等と丁寧に

接し、事業所の経営状況や将来の見通しなど丁寧に伺いながら、事業所の状況に応じた対応を行うこと」を求めているほか、同機構が実施する当該研修において同省年金局事業管理課の職員が講師を務めるなどの取り組みを行っているところである。

令和七年二月二十日提出
質問 第六二二号

鈴木馨祐法務大臣が法務省職員に菓子折りを「差し入れ」したことに関する質問主意書

提出者 藤原 規眞

鈴木馨祐法務大臣が法務省職員に菓子折りを「差し入れ」したことに関する質問主意書

鈴木馨祐法務大臣は令和七年二月十八日の閣議後の記者会見で、一月下旬に法務省本省に勤務する職員に「職務に精励をいただいている職員全体への慰労激励」の趣旨から、菓子折り（中華菓子の月餅。三個入りの箱に鈴木氏のメッセージが印字された包装紙を付していた）を配つたことを明らかにした。

同日付の朝日新聞デジタルによれば「公職選挙法第九十九条の二において、政治家が選挙区内の有権者に寄付することを禁じており、菓子折りを受け取った職員の中に選挙区の住民がいれば違法となる恐れがあると指摘されているが、鈴木馨祐法務大臣は、原資は「私費」とし、「差し入れ」ということに尽きる」と旨述べている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 公職選挙法第九十九条の二では、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者が当該選挙区内にある者に対して寄付をすることを禁止している。衆議院議員総選挙において小選挙区と比例代表で重複して立候補し、比例代表で

選出された議員については、選出された比例ブロックに含まれる全ての都道府県にある者に対して寄付をすることが禁止されていると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

二 公職選挙法で禁止されている「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいうと規定されている。「差し入れ」は「寄附」に該当すると考えるが政府の見解を明らかにされたい。

三 本年一月一日時点において、法務省の本省に勤務する職員中、神奈川県、千葉県、山梨県に住所がある職員の割合をそれぞれ明らかにされたい。

四 鈴木馨祐法務大臣から菓子折りを受け取った職員の数把握しているのか、把握している場合はその数を可能な限り明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第六二号
令和七年三月四日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員藤原規眞君提出鈴木馨祐法務大臣が法務省職員に菓子折りを「差し入れ」したことに関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員藤原規眞君提出鈴木馨祐法務大臣が法務省職員に菓子折りを「差し入れ」したことに関する質問に対する答弁書

一について

一般論として申し上げれば、衆議院比例代表選出議員の選挙により選出された議員については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百

九十九条の二第一項の規定により、当該選挙の当該議員が選出された選挙区内にある者に対して、寄附を行うことが禁止される。

二について

お尋ねについては、個別の事案に関することであり、お答えを差し控えたいが、一般論として、公職選挙法第七十九条第二項において、「この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行となされるもの以外のものをいう。」と規定されており、個別の行為が「寄附」に該当するか否かについては、個別具体的な事実関係に即して判断されるべきものと考ええる。

三について

お尋ねの「本年一月一日時点において、法務省の本省に勤務する職員中、神奈川県、千葉県、山梨県に住所がある職員の割合」については、把握しておらず、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「菓子折りを受け取った職員の数」については、把握しておらず、お答えすることは困難である。

令和七年二月二十日提出
質問 第六三三号

選択的夫婦別氏制度の導入反対に関する質問
主意書

提出者 竹上 裕子

選択的夫婦別氏制度の導入反対に関する質問
問主意書

家族は我が国を形づくる最小の単位であり、社会を維持する様々な場面で有効に機能している。

令和七年三月十三日 衆議院会議録第八号 議長 報告

現在の家族形態は夫婦とその子を原則的な形態として、戸籍制度により安定的・系統的に公証されているものである。

最近、盛んに議論されている選択的夫婦別氏制度の導入に関しては、主に夫婦間の問題、そして職場などの社会生活上の問題として論じられている。しかし、別氏の夫婦の間に生まれてくる子どもについてほとんど論じられていない。現在は、夫婦同氏を基本とするために、子どもの氏をどうするかについて全く心配する必要はないが、選択的夫婦別氏制度の導入によって夫婦が別氏になった場合、その夫婦が子どもの氏をどの段階でいつ決めるのかの議論が全く足りていないと考える。これは、離婚の危機を抱えている夫婦の子どもたちが、どちらの親に引き取られるのか、自分という存在は何なのかといった不安を抱えて、情緒不安定や生育障害など大きな影響が出ているという現実を全く無視した不完全な議論であると考ええる。

もし、母子間又は父子間で氏が異なり、兄弟姉妹間でも氏が異なると、家族意識が薄れ、親子関係が希薄になるだけでなく、それ以上に自分がどこの誰であるかという自己同一性（アイデンティティ）の形成が不十分になり、自己肯定感が薄れて、子どもの成長に大きな影響が出るおそれがあると考ええる。

また、仮に、夫婦別氏が制度化され、別氏夫婦の子どもの氏をめぐって夫婦間で合意できないどころか、生家の両親（その子の祖父母）が子どもの氏についても意見してきた場合には、子どもは出生後から氏の問題を抱え、決まらない場合には過去に議員立法で提出されたものの成立に至らなかった民法改正法案のように家庭裁判所の判断に委ねられたり、出生届を出せないことにより無戸籍になったりしかねない。加えて、子どもが称す

ることになった氏の方の親の生家への依存にもなってしまうとも考える。

生家への依存という意味では、夫婦の氏は「家」の問題でもある。家は、その家の氏を名乗ること、過去から繋いできた家系を子孫まで存続させ、家の歴史が残ることで、自分（ひいては個人）がどこの誰であるかという自己同一性（アイデンティティ）を形成することができ、地域的存在、社会的信用にもなると考ええる。

これは、核家族化が進んでいる現代社会の欠点として、親の世話を社会が負担したり、個人が家との関わりを失くして地域とも断絶していたり、場合によっては相続放棄若しくは相続争いという問題になっている。自分がどこの誰であるかが明確であれば、家族としての責任、社会的責任をきちんと果たさざるを得ないし、それは義務でも責任でもなく、家族のため家のためという自然発露の優しい情愛が育まれ、それにより、穏やかな社会になり、無責任で自己中心的ではない社会が見えてくると考える。

夫婦別氏は、日本保守党の島田洋一衆議院議員が「正論」令和七年三月号掲載の対談において表現するように、「家族別姓」という言葉がよりの確に問題点を表している。

以上から、婚姻をする以上は、夫婦は同一の氏を名乗るべきであると考えるところ、選択的夫婦別氏制度の導入に反対の立場から、以下について、政府にお尋ねする。

一 平成八年に法制審議会の答申があったにもかかわらず、今日に至るまで政府が国会に民法改正法案を提出していないのは、令和三年の内閣府による世論調査等に表れているように、政府としては、国民は選択的夫婦別氏制度の導入を第一には考えていないと判断しているというこ

とでよいのか、政府の見解を問う。

二 選択的夫婦別氏制度の導入を求める理由として、夫又は妻の改氏による不都合・不利益の解消が強調されることが多いと論じられている。

1 別氏夫婦の子が被る不利益等について、政府は検討したのか。したのであれば別氏夫婦の子は、自身とは異なる氏を称する親との関係を対外的に証明するために戸籍や住民票等を提示しなければならなくなるなど、子にとって新たな負担が生じると考えるが、その検討結果を示されたい。

2 弁護士等の他者を介して、戸籍等の証明書を請求する機会が増えることにより、戸籍に記録された情報が漏洩、悪用されるリスクが高まることも懸念されるが、この点についてどのように考えているのか。

三 本年一月一日付けの産経新聞では、同紙が小中学生を対象に実施した選択的夫婦別氏に関する調査において、ほぼ半数（四十九・四パーセント）が「家族で名字が変わるのは反対」と回答したことが報じられている。夫婦の氏に関して内閣府が実施している世論調査は子どもを対象としておらず、政府としても正式に、当事者である子ども達を対象として、選択的夫婦別氏制度を含む家族の氏に関する意識調査を行うべきではないか、政府の見解を問う。

四 政府は、法務省のウェブサイトにおいて、平成八年の法制審議会答申を受けて、平成二十二年に準備した民法改正法案の骨子を公表しているが、同答申に沿った法改正を行った場合、その施行に当たり、戸籍情報システム等の情報システムについて、どのような改修が必要となり、概算でどのくらいの費用が必要となると見込んでいるのか、政府の見解を問う。

五 現行法上、夫婦一組と父母と氏を同じくする子は一つの戸籍として編製される。

1 この「同一戸籍・同一氏の原則」には、どのような意義、機能等があると政府は考えるのか。

2 平成八年の法制審議会答申に沿った法改正を行った場合、それらの意義、機能等は維持されるのか、又は失われる意義、機能等があると政府は考えるか。

六 政府は、平成二十七年の参議院議員糸数慶子君提出の選択的夫婦別姓に関する質問に対する答弁書において、「法律で夫婦の姓を同姓とするように義務付けている国」は、我が国のほかには承知していない」と答弁しているが、戸籍制度と一体となった我が国独自の制度と戸籍制度のない国の制度とを単純に比較すべきではなく、我が国においては戸籍制度を維持する観点から氏の在り方について検討するべきではないかと考えるが政府の見解を問う。

七 選択的夫婦別氏制度を導入すべきであると主張する理由の一つとして、婚姻前の氏の通称使用では限界があることが挙げられているが、通称使用によるトラブルが生じないように手当をすれば選択的夫婦別氏制度を導入する必要はないのであって、現在指摘されている様々なトラブルの解消を図っていくことが政府の役割なのではないかと考えるが政府の見解を問う。右質問する。

内閣衆質二一七第六三号

令和七年三月四日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員竹上裕子君提出選択的夫婦別氏制度の導入反対に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹上裕子君提出選択的夫婦別氏制度の導入反対に関する質問に対する答弁書

一及び六について

お尋ねの「第一には考えていない」及び「戸籍制度を維持する観点から」の意味するところが必ずしも明らかではないが、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方については、国民の間には様々な意見があり、政府としては、これらの国民各層の意見や国会における議論の動向等を踏まえ、更なる検討をする必要があるものと考えているところである。

二の1について

お尋ねの「別氏夫婦の子が被る不利益等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法務大臣の諮問機関である法制審議会においては、夫婦及び親子の氏が別々になるため、家族の一体感を確保する上で問題があるとの指摘等を踏まえた検討が行われ、平成八年二月に、選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」の答申がされたものと承知している。

二の2について

お尋ねの「弁護士等の他者を介して、戸籍等の証明書を請求する機会が増えることにより、戸籍に記録された情報が漏洩、悪用されるリスクが高まる」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「当事者である子ども達を対象として」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、年齢等を問わず、幅広い層の国民の意見を注視していく必要があるものと考えており、お尋ねの意識調査の要否を含

め、国民意識の動向等を適切に把握するための調査の在り方については、不断に検討していく必要があると考えている。

四について

現時点において、御指摘の「平成八年の法制審議会答申」のうち、選択的夫婦別氏制度の導入に係る法案を提出しておらず、お尋ねの「同答申に沿った法改正を行った場合」の戸籍証明書の記載事項等が定まっていなかったため、この場合の「戸籍情報システム等」の改修に係る費用の積算は行っていない。

五の1について

お尋ねの「同一戸籍・同一氏の原則」の意味するところが必ずしも明らかではないが、戸籍は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第六条の規定により、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとにこれを編製するものとされているところであり、この戸籍編製の基準は、親族的身分関係の公証の便宜に資するものと認識している。

五の2について

お尋ねの「それらの意義、機能等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「平成八年の法制審議会答申に沿った法改正を行った場合」であっても、戸籍制度による親族的身分関係の公証という意義は変わるものではないと考えている。

七について

御指摘の「通称使用によるトラブル」については、旧姓を通称として使用する者に係る個別的事情により異なるものと考えられることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

令和七年二月二十日提出
質問 第六 四 号

アニメーション人材育成調査研究事業の成果活用状況及び今後の取組に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

アニメーション人材育成調査研究事業の成果活用状況及び今後の取組に関する質問主意書

日本国は、二〇一〇年度より文部科学省・文化庁が税金を投入して実施しているアニメーション人材育成調査研究事業(以下、「本事業」という。)を通じ、数多くの優れた作品及びクリエイターの輩出に寄与してきた。

しかしながら、これらの成果の中には、DVD化や地上波放送、各種配信サイトでの放映実績が十分に確保されず、広く一般に普及されていない作品が多い現状があると考ええる。

アニメ制作においては、原画、設定資料、脚本等の中間素材が作成されるが、これらを無料で公開し、若いクリエイターやアニメに関心を持つ学生等の学習資源として活用することが、産業の発展及び文化の承継に大いに寄与すると考える。

よって、以下の点について政府の見解を問う。

一 若手アニメーター育成プロジェクトによる各年度別制作作品の普及状況について

1 二〇一〇年度(開始初年度)の「PROJECT A」により制作されたすべての作品について、DVD化、地上波放送、及び配信サイトでの放映実績について、政府が把握している統計をそれぞれ可能な限り示されたい。

2 二〇一一年度から二〇一四年度に実施された「アニメミライ」により制作されたすべての作品について、同様にDVD化、地上波放送、及び配信サイトでの放映実績について、

政府が把握している統計をそれぞれ可能な限り示されたい。 3 二〇一五年度から二〇二〇年度に実施された「あにめたまご」により制作されたすべての作品について、ＤＶＤ化、地上波放送、及び配信サイトでの放映実績について、政府が把握している統計をそれぞれ可能な限り示されたい。 4 二〇二一年度以降に実施された「あにめたまご」により制作されたすべての作品について、ＤＶＤ化、地上波放送、及び配信サイトでの放映実績について、政府が把握している統計をそれぞれ可能な限り示されたい。 二 中間素材の公開と活用について 1 本事業により制作された各作品において、原画、設定資料、脚本などの中間素材がどのように保存・管理されているか、現状の運用状況について政府の把握するところを示されたい。 2 これらの中間素材を、クリエイターやアニメに関心を持つ学生等の学習資源として無料公開する可能性について、現状の検討状況及び今後の政策検討の有無について政府の認識をそれぞれ示されたい。 3 税金によつて制作されたアニメの中間素材の無料公開が、国全体のアニメクリエイターのスキル向上や産業全体の技術伝承に寄与すると政府は考えるか、具体的な見解を示されたい。 三 各作品のＩＰの所在について 1 上記各年度において制作されたすべての作品の知的財産（ＩＰ）の権利の所在について、現状どのような形態で保有されているのか、政府の把握する具体的な状況を示されたい。	2 それらのＩＰが、国ではなく、クリエイター、制作会社、またはその他の第三者に帰属している場合、帰属割合や契約内容等について、関連する情報も含めて、政府の把握するところを示されたい。 3 これらのＩＰの活用状況について、国がアニメ産業を基幹産業として本気で育成しようとしている姿勢を示すため、どのような施策を講じているか、具体的な方策や計画について政府の見解を示されたい。 四 成果普及促進及び今後の支援策について 1 本事業で生み出された作品及びＩＰの普及促進に向け、政府はどのような政策及び支援策を講じているか。特に、税金が投入された本事業の成果を有効活用し、国内外に広く普及させるための具体策を明示されたい。 2 未だＤＶＤ化や放映実績が十分に確保されていない作品について、今後の普及・商業化に向けた支援策について政府の見解を示されたい。 3 国際的な文化発信としての日本アニメの役割を踏まえ、本事業の今後のＩＰ活用及び中間素材の無料公開を含む普及戦略に関する長期的なビジョンを、政府はどのように描いているか、具体的な計画を示されたい。 右質問する。 内閣衆質二一七第六四号 令和七年三月四日 内閣総理大臣 石破 茂 衆議院議長 額賀福志郎殿 衆議院議員八幡愛君提出アニメーション人材育成調査研究事業の成果活用状況及び今後に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。	〔別紙〕 衆議院議員八幡愛君提出アニメーション人材育成調査研究事業の成果活用状況及び今後の取組に関する質問に対する答弁書 一の１について お尋ねの「ＤＶＤ化」及び「放映実績」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、文化庁が一般社団法人日本アニメーター・演出協会（以下「日本アニメーター・演出協会」）に委託して実施した「ＰＲＯＪＥＣＴ Ａ」により制作された作品は四点であるところ、日本アニメーター・演出協会によれば、現時点で、当該作品の全てが光ディスクに記録・販売され、また、「配信サイト」において放送され、当該作品のうち一点が「地上波放送」されたことと承知している。 一の２について お尋ねの「ＤＶＤ化」及び「放映実績」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、文化庁が日本アニメーター・演出協会又は一般社団法人日本動画協会（以下「日本動画協会」という。）に委託して実施した「アニメミライ」により制作された作品は十六点であるところ、日本アニメーター・演出協会及び日本動画協会によれば、現時点で、当該作品の全てが「地上波放送」され、当該作品のうち十五点が光ディスクに記録・販売され、十二点が「配信サイト」において放送されたことと承知している。 一の３について お尋ねの「ＤＶＤ化」及び「放映実績」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、文化庁が日本動画協会に委託して実施した「あにめたまご」により制作された作品は十九点であるところ、日本動画協会によれば、現時	点で、当該作品のうち五点が光ディスクに記録・販売され、十六点が「地上波放送」され、六点が「配信サイト」において放送されたことと承知している。 一の４について お尋ねの「ＤＶＤ化」及び「放映実績」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、文化庁が日本動画協会に委託して実施した「あにめたまご」により制作された作品は十六点であるところ、日本動画協会によれば、現時点で、当該作品のうち十点が「配信サイト」において放送されたことと承知している。 二の１及び２について お尋ねの「現状の運用状況」及び「無料公開」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「若手アニメーター等人材育成事業」及び「アニメーション人材育成調査研究事業」（以下これらを合わせて「育成事業」という。）は、事業者による作品の制作を通じた人材育成を目的とするものであり、当該作品に係る「原画、設定資料、脚本などの中間素材」は、一義的には当該事業者において管理されるべきものであり、政府として、「中間素材がどのように保存・管理されているか」について把握していない。また、その公開については、現在検討しておらず、今後も検討する予定はない。 二の３について お尋ねの「中間素材の無料公開」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねは仮定の質問であるため、お答えすることは困難である。 三について お尋ねの「作品の知的財産（ＩＰ）の権利の所在」、「帰属割合や契約内容等」、「ＩＰの活用状
---	--	--	--

況」及び「国がアニメ産業を基幹産業として本気で育成しようとしている姿勢」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四の1について

「作品」の「普及促進」に関するお尋ねについては、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、育成事業は、事業者による作品の制作を通じた人材育成を目的とするものであり、文化庁においては、当該目的に沿って、同庁主催のイベントにおいて作品を上映する機会を提供するなどしている。

「IPの普及促進」に関するお尋ねについては、その具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四の2及び3について

お尋ねの「未だDVD化や放映実績が十分に確保されていない作品」及び「本事業の今後のIP活用及び中間素材の無料公開を含む普及戦略に関する長期的なビジョン」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、四の1について述べたとおり、育成事業は、事業者による作品の制作を通じた人材育成を目的とするものであり、文化庁としては、当該目的に沿って、育成事業の成果の関係業界等への普及に取り組んでまいりたい。

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員屋良朝博君提出沖縄県における鉄軌道等の整備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員藤原規真君提出無期懲役受刑者の仮釈放に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子君提出看護師養成所の情報公表に関する質問に対する答弁書

衆議院議員太栄志君提出病児保育に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川里奈君提出日本の伝統産業であるいぐさ及び畳表に係る国内産業支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川里奈君提出新たに指定した長崎大学のBSL-4施設に関する質問に対する答弁書

令和七年二月二十一日提出
質問 第六五号

沖縄県における鉄軌道等の整備に関する質問
主意書

提出者 屋良 朝博

沖縄県における鉄軌道等の整備に関する質問
問主意書

令和四年五月の内閣総理大臣決定である、政府の「沖縄振興基本方針」において、陸上交通については「中南部で慢性的な交通渋滞が発生しており、物流や観光を始め幅広い分野に影響が及んでいる」とした上で、道路等の整備を進めるとともに、「新たな鉄道、軌道(中略)の整備の在り方について、関連する技術の進歩の状況や既存の公共交通との関係、まちづくりとの連携等にも留意しつつ、全国新幹線鉄道整備法(中略)を参考とした特例制度を含め調査及び検討を進め、(中略)一定の方向を取りまとめ、所要の措置を講ずる」とこととされている。

一 沖縄振興基本方針にある沖縄本島の新たな鉄道、軌道(以下「沖縄鉄軌道」という。)の必要性や整備についての政府の見解を、以下の1及び2の観点からそれぞれ示されたい。
1 本島北部地域の振興、また沖縄美ら海水族

館に加え本年七月に開園する新たなテーマパーク等による北部地域への観光客の移動需要の増加、更に高齢化の進行等、本島における公共交通機関に対する需要は高まることが予想されるが、このような沖縄の事情を踏まえた、沖縄鉄軌道の必要性。

2 沖縄鉄軌道の整備に国が主体的にかかわること。

二 内閣府は毎年、沖縄鉄軌道等の新たな公共交通システムを導入するための調査、鉄軌道等導入課題検討調査を実施している。令和五年年度の調査結果によると、事業実施に向けた費用便益比は、最大となる那覇く名護間で磁気浮上式の鉄道を整備する場合でも〇・八二にとどまる。

1 沖縄鉄軌道の費用便益比は、現状、一を下回るが、沖縄振興基本方針でも課題とされた「慢性的な交通渋滞」への効果、「まちづくりとの連携」等を考慮したいいわゆるクロスセクター効果、鉄道の地域への貢献、さらに国家目標である二〇五〇年のカーボンニュートラル実現への貢献等も加味した場合、費用便益比が一を下回ることが直ちに事業実施の妨げにならないと考えるが政府の見解を伺いたい。

2 沖縄鉄軌道の費用便益比の算出は、国土交通省の「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル」に基づき、社会的割引率を四パーセントとして計算しているが、四パーセントという割引率の適用は政府内でも議論があると聞いている。社会的割引率を四パーセントより小さくした場合、当然、沖縄鉄軌道の費用便益比は一に近づき、あるいは一を超える場合もあると思われるが、現状、不採算と考えら

れる事業でも、社会的割引率を変更した場合の計算結果によつては、採算性があると直ちに判断されることとなるのか政府の見解を伺いたい。

3 沖縄県は、沖縄鉄軌道の費用便益比の算出において、鉄軌道の需要喚起方策として貨物利用による需要喚起を加味している。昨今、物流業界の人手不足によつて事業者ニーズや社会的背景等に変化が生じていることを踏まえ、費用便益比の算出において、貨物利用を加味すべきではないかと考えるが、政府の見解を伺いたい。

三 沖縄振興基本方針にある、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度を含む調査及び検討について

1 現在の取組状況を伺いたい。

2 問二の2でお尋ねした四パーセントより低い社会的割引率を適用し、また、整備区間を需要の高い部分に限定する等適切な区間に設定し直した上で、あわせて整備新幹線と類似のスキームが適用されることとなれば、沖縄鉄軌道の現実味は一気に増すものと考えられる。このような観点も踏まえた検討及び実施の必要性について、政府の見解を示されたい。

四 沖縄振興基本方針にもあるとおり本島中南部の交通渋滞は慢性化している。特に県庁に近い那覇市の国道では、通勤ラッシュ時の車の平均時速が九キロメートルと、東京二三区の商業地の国道の平均時速十四キロメートルより遅く、渋滞の損失時間は年間八千四百四十五万時間、経済損失額として換算した場合、県全体で年間約千四百五十五億円にも上り、県民一人当たり九万八千円になるといふ。

1 このような沖縄の渋滞に対する政府の見解、及び渋滞解消に向けた政府の対策についてそれぞれ伺いたい。

2 渋滞問題への対処や公共交通を核とした都市構造への変換等を背景に、令和六年三月、那覇市は市内にLRT(次世代型交通システム)を整備する計画の素案を公表した。同計画への政府の見解と、計画実現のための国の財政的・制度的な具体的支援について、それぞれ伺いたい。

内閣衆質二一七第六五号
令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄県における鉄軌道等の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄県における鉄軌道等の整備に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「沖縄鉄軌道の整備に国が主体的にかかわること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄県内における交通の状況に鑑み、内閣府において、沖縄の鉄軌道等に関する調査を実施しているところであり、また、「沖縄振興基本方針」(令和四年五月十日内閣総理大臣決定)において「新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方について、関連する技術の進歩の状況や既存の公共交通との関係、まちづくりとの連携等にも留意しつ

つ、全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)を参考とした特例制度を含め調査及び検討を進め、その結果を踏まえて一定の方向を取りまとめ、所要の措置を講ずる」とこととされていることから、引き続き調査を行っていく考えである。

二の1について

お尋ねの「直ちに事業実施の妨げにならない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省作成の「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル(二十二年改訂版)」(以下「マニュアル」という。)においては、「費用便益分析は、(中略)社会的な視点からの事業効率性を評価するもの」とされており、マニュアルが対象とするプロジェクトの評価に当たり、御指摘の「費用便益比」は考慮すべき要素の一つであると考えている。

二の2について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難である。

二の3について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、内閣府における沖縄の鉄軌道等に関する調査においては、マニュアルに準拠して、御指摘の「費用便益比の算出」を行っているところであり、マニュアルにおいては、例えば、「総所要時間の短縮便益」について、御指摘の「貨物利用」を除いて算出しているものではない。

三の1について

お尋ねについては、「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和四年三月九日衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会の十一において「鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向け、公共交通

機関に関連する技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度についても調査及び検討を行うこと」とされていること及び「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和四年三月三十日参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会の十三において「鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向け、公共交通機関に関連する技術の進歩の状況その他の事情を踏まえ、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度についても調査及び検討を行うこと」とされていることを踏まえ、内閣府における沖縄の鉄軌道等に関する調査において、令和四年度から、御指摘の「特例制度を含めて調査及び検討を行っているところである。

三の2について

お尋ねについては、仮定の質問であり、また、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

四の1について

沖縄県内の渋滞については、令和四年十二月七日の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、岡田国務大臣(当時)が「これまで沖縄県の道路整備を着実に進めてきたところではありますが、いまだに、那覇市などにおける全国と比較しても深刻な渋滞の緩和・・・が道半ばでありまして、課題になっているという認識であります。」と答弁しているところであり、引き続き、地元自治体と連携し、幹線道路網等の整備を実施してまいりたい。

四の2について

那覇市において、令和六年三月に「那覇市LRT整備計画素案」を作成したことは承知して

いる。同計画素案は、同市の考え方を取りまとめたものと承知しており、同計画素案に関する見解については、政府としてお答えする立場にない。

また、現時点で、お尋ねの「国の財政的・制度的な具体的支援」をお示しすることは困難であるが、今後、同市からの相談等があれば、適切に対応してまいりたい。

令和七年二月二十六日提出
質問 第六六号

無期懲役受刑者の仮釈放に関する質問主意書

提出者 藤原 規眞

無期懲役受刑者の仮釈放に関する質問主意書

刑法第二十八条は、「懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは(中略)無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる」と定めており、改悛の状のある無期刑受刑者を、終身拘禁することを想定していない。

平成十六年の刑法改正前では、有期刑の最長は二十年であった。そこで、無期刑受刑者の多くは、服役十五年ほどで仮釈放されていた。昭和五十年には、百十四名の無期刑受刑者が仮釈放されたが、その内で、服役二十年を超えていた者は、わずか五名であった。

平成の時代になって、犯罪被害者が声高く厳罰化を訴えた。最高検察庁は、その声に応えるため、法律に基づかず、平成十年六月十八日に最高検検第八百八十七号次長検事発検事長・検事正宛て依命通達「特に犯情悪質等の無期懲役刑確定者に対する刑の執行指揮及びそれらの者の仮出獄

に対する検察官の意見をより適正にする方策について」(以下、「次長検事通達」と称す)を発売した。

次長検事通達は、法律に基づかない通達であったので、非公開であった。それが暴露されたのは、朝日新聞の平成十四年一月八日夕刊の記事であった。この記事によれば、検察がいわゆるマル特事件と指定した無期刑受刑者については(終身か、それに近い期間、服役させるべき」と明記していたという。しかし、無期刑受刑者の誰が、マル特事件に指定されているかは、本人にも知らされていない。古畑恒雄弁護士(元法務省保護局長)が支援している吉野受刑者は、マル特事件に指定された無期刑受刑者である可能性が否めないが、彼にその事実は知らされていないと考えられる。

平成十六年の刑法改正で、有期刑の最長は三十年となった。この時点で、世論を考慮して厳罰化を先取りした次長検事通達は、廃止すべきであったと考えるが、それは廃止されなかった。

平成十九年に制定された更生保護法第三十四条第一項では、刑務所長は、無期刑受刑者についても「期間が経過し、かつ、法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方(更生保護)委員会に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならぬ」と定めている。しかし、千葉刑務所で四十年以上服役している吉野受刑者は、令和五年五月の運動会で受刑者代表として選手宣誓をしていて、刑法第二十八条で規定している仮釈放の要件を満たしていると思われるが、千葉刑務所長は、これまで一度も、関東地方更生保護委員会に対し、「仮釈放を許すべき」旨の申出をしていない。

平成二十一年三月六日の法務省保護局長通達(法務省保観第百三十四号、以下、「保護局長通達」と称す)では、無期刑受刑者の仮釈放審理に当たっては、検察官の意見を聴き、かつ、被害者等については面接等調査をすること、無期刑受刑者の仮釈放審理は刑事施設の長からの申出がない場合であっても、刑の執行開始日から三十年を経過したときは、経過の日から一年以内に職権による仮釈放審理を行う旨記載している。しかし、吉野受刑者は、四十年以上服役しているにもかかわらず、職権による仮釈放審理を受けていない。

以上のような経緯で、無期刑受刑者の多くは、仮釈放を認められなくなっていると考ええる。新規に仮釈放を認められた無期刑受刑者は、令和元年の十六名から、二年の八名、三年と四年の七名、そして、令和五年には五名へと激減している。仮釈放を認められた者の平均刑期は、令和元年が三十六年だったのに対して、令和四年には四十五年三月と延びている。

これらを踏まえ、次のとおり質問する。

一 平成二十六年一月から令和五年十二月までの間に地方更生保護委員会による、無期刑受刑者の仮釈放の可否の判断がなされたのは、三百八十五件である。これらが、すべて刑務所長の申出による審理と仮定しても、各刑務所長は、年平均三十九件しか申出をしていないことになる。令和五年末の刑務所在の無期刑受刑者数は千六百六十九名である。なぜ、年平均三十九件というようになわずかな件数しか、刑務所長が審理の申出をしていないのか、その理由を明らかにされたい。

二 吉野受刑者は、刑法第二十八条で規定している仮釈放の要件を満たしていると思われるが、千葉刑務所長は、関東地方更生保護委員会に「仮釈放を許すべき」旨の申出を一度もしていない。その理由を伺いたい。

三 平成二十六年から令和五年の間に、全国の地方更生保護委員会が無期刑受刑者の仮釈放について審理した三百八十五件のうち、「許可しない」と決定したのは、三百二名(七十八・四%)である。不許可率が、なぜこのように高いのか、その理由を伺いたい。

四 保護局長通達によつて、地方更生保護委員会は、刑の執行開始日から三十年を経過したとき、職権による仮釈放審理をするように義務付けられている。それにもかかわらず、吉野受刑者は、服役三十年および四十年の時点で、関東地方更生保護委員会の職権による審理を受けていない。その理由を伺いたい。

五 國學院大學名誉教授の横山貴氏は、令和五年三月に発行された國學院法學六十巻四号で、「無期受刑者の仮釈放問題…殺人犯は、刑務所内で死ぬべきなのか」という論稿で、平成十年に発せられた次長検事通達の廃止を要望している。同通達の廃止ができない理由を伺いたい。

六 次長検事通達は、法律に基づかない通達であったので、行政府による立法権の侵害と思われる。行政府の長である内閣総理大臣は、同通達による立法権の侵害があったと認めるのか否かについて回答していただきたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第六号
令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員藤原規真君提出無期懲役受刑者の仮釈放に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員藤原規真君提出無期懲役受刑者の仮釈放に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の平成二十六年から令和五年までの間に無期刑受刑者に対する仮釈放審理が終結した事案に係る仮釈放を許すべき旨の申出の件数については、刑事施設の長による当該申出をするか否かに関する審査が、個々の事案に応じて適切に行われてきた結果であると認識している。

二及び四について

お尋ねは、個別具体的な事案に関する事柄であるため、お答えすることは差し控えたい。

三について

御指摘の比率については、地方更生保護委員会による仮釈放を許すか否かの判断が、個々の事案に応じて適切に行われてきた結果であると認識している。

五及び六について

御指摘の「法律に基づかない通達であったので、行政府による立法権の侵害と思われる。」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「特に犯情悪質等の無期懲役刑確定者に対する刑の執行指揮及びそれらの者の仮釈放に対する検察官の意見をより適正にする方策について」(平成十年六月十八日付け最高検検第八百八十七号次長検事依命通達、平成十八年五月二十四日改正。以下「本通達」という。)は、「無期懲役刑受刑者の中でも、特に犯情等が悪質な者については、従来の慣行等にとらわれることなく、相当長期間にわたり服役させることに意を用いた権限行使等をすべきであるので、これらの者に対する刑の執行指揮をより適正に行い、また、仮釈放審査に関する刑務所長・地方更生保

護委員会からの意見の照会・・・に対する意見は、より適切で、説得力のあるものとする必要がある。」との観点から、検察官の権限行使等に係る運用方針を示したものであって、本通達について、「立法権の侵害があった」との御指摘は当たらず、また、本通達を廃止する必要があるとは考えていない。

令和七年二月二十六日提出
質 問 第 六 七 号

看護師養成所の情報公表に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

看護師養成所の情報公表に関する質問主意書

書
高等教育機関に関して、平成十七年の中央教育審議会(文部科学省)答申以降、教育の質保証の観点から各高等教育機関における自主的な教育改善努力が、これまで様々に促されてきた。大学に関しては「教学マネジメント指針(文部科学省)が令和二年に公表され、「学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営」の在り方が具体的に示された。

その中で、情報公表について、社会に対する説明責任を果たし、大学の教育の質の維持・向上に向けた動機となり関連する取組を促し、大学が学習成果や教育成果に基づいた多面的な尺度に基づき理解されることを促進し、入学希望者のミスマッチの回避を図ることができると、その意義が述べられ、実際に各大学のホームページ等で情報公表が進められている。

令和六年五月には、私が提出した「理学療法士・作業療法士養成施設の情報公表に関する質問主意書」に対して、「カリキュラム等の全体的見直

しを行う中で検討」する旨の答弁書(内閣衆質二二三(第八五号)を閣議決定している。

一方、看護師養成所の情報公表に関しては、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」に自己評価と結果の公表が規定されているものの、評価の内容は平成十五年の「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書等を参照するとされており、二十年以上何ら見直されておらず、現在、高等教育機関が求められている情報公表に鑑みて、全く不十分であると考え。教育の質保証の観点から、看護師養成所の情報公表について質問する。

一 令和六年一月二十四日、専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議が、報告書「実践的な職業教育機関としての専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」(文部科学省)を公表した。この中で、情報公表の責務を果たしていない専修学校に対しては、各種認定の取消しなども含めた、厳格な対応を行政がとっていくことが必要と指摘されている。看護師養成所も、教育の質保証の観点から情報公表の責務を果たす必要があると考え、政府の見解を示されたい。

二 「教学マネジメント指針」において、「大学の教育活動に伴う基本的な情報」として、各授業科目における到達目標の達成状況、学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、卒業後の状況(進学率や就職率等)、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、学修時間が挙げられ、これらについては「社会からその公表が強く求められている学修成果・教育成果に係るものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される」と指摘されている。

大学の看護学科等と同様に高等教育機関として看護師を養成する看護師養成所においても、これらの情報は、教育活動に伴う基本的な情報であり、受験者や学生等の関係者が当該養成所を多面的に理解するため、及び入学希望者のミスマッチを回避するための情報を公表することは重要であると考え、政府の見解を問う。右質問する。

内閣衆質二一七第六七号

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員阿部知子君提出看護師養成所の情報公表に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出看護師養成所の情報公表に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「教育の質保証の観点から」の意味するところが必ずしも明らかではないが、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十一条第三号の看護師養成所(以下「看護師養成所」という。)においても、御指摘のように「受験者や学生等の関係者が当該養成所を多面的に理解するため、及び入学希望者のミスマッチを回避するための情報を公表することは重要である」と考えており、具体的にどのような情報が御指摘のような「教育活動に伴う基本的な情報」に当たるかも含め、看護師養成所における情報の公表の在り方については、一で御指摘の「報告書」において「専修学校の教育の特徴や、学校生活の様子、就職指導、資格取得や就

職などの状況、卒業や中途退学の状況、経営情報などを的確に発信していく必要がある。また、情報公表等の責務を十分に果たしていない学校があることは課題である」とされていることも踏まえ、今後、看護師養成所における、教育の内容や質の向上のための自己評価の方法等の検討を行う中で、検討してまいりたい。

令和七年二月二十六日提出
質 問 第 六 八 号

病児保育に関する質問主意書

提出者 太 栄志

病児保育に関する質問主意書

近年、保育に対する需要が多様化する中で、仕事と子育ての両立支援のために病児保育の更なる環境整備が必要である。現在、多くの自治体で病児保育施設の運営が困難となり、地域社会の重要な福祉インフラが失われつつある。共働き家庭やひとり親家庭にとって、病児保育事業は仕事と育児を両立させるための不可欠な制度であり、その安定的かつ継続的な運営が求められていると考え

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 病児保育に関する現在の制度や取組に関する課題について、政府の認識を示されたい。
二 病児保育施設は、病児が対象であり、感染症の流行状況等によって利用児童数の変動も大きいことから、経営が成り立ちづらい構造上の理由があると考え。実際、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「病児保育事業の運営状況に関する調査研究報告書」(令和五年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業)によると、病児保育施設の六割程度が赤字運営と回答している。

そこで、赤字施設に対する補填を行うか、又は現在行われている子ども・子育て支援交付金の補助単価について、利用児童数ではなく、定員数に基づいた積算方法とすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 病児保育の利用対象は、原則として居住自治体の住民に限られ、利用者が伸びない一因となっている。大和市、綾瀬市などの神奈川県央五市一町一村は、病児保育事業の広域利用に関する協定を締結し、令和五年四月から病児保育施設の相互利用が可能になった。居住市町村外にある施設を利用するニーズは高く、同事業の広域連携は、自治体間の地域差の解消に繋がる等の利点もあると考える。

このような広域連携を更に推進する必要があるところ、広域連携の実施に当たり必要となるシステムやルールの整備に係る経費や広域連携を実施する施設を新たに開設する場合の施設整備費について政府が支援を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一七第六八号

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員太栄志君提出病児保育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員太栄志君提出病児保育に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、病児保育事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の第三第十

三項に規定する病児保育事業をいう。以下同じ。）は、児童が疾病にかかった場合に必要となるものであるため、利用児童数の変動が大きいという特性があることから、安定的な運営を確保することが課題であると認識している。

二について

御指摘の「赤字施設に対する補填」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、一について述べたとおり、病児保育事業は、児童が疾病にかかった場合に必要となるものであるため、利用児童数の変動が大きいという特性があることから、御指摘のように「定員数に基づいた積算方法」とすることは適当ではないと考えているが、いずれにせよ、政府としては、病児保育事業の安定的な運営が図られるよう、病児保育事業に係る子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条の二の規定に基づく交付金について、利用児童数にかかわらず交付額が変動しない基本分の単価を設定しており、さらに、令和六年度予算においては、令和五年度予算において創設した「病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）」における当日キャンセル対応について（令和五年三月二十九日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に基づく「前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算（当日キャンセル対応加算）」を引き続き実施するとともに、当該基本分の単価を引き上げる見直しを行っており、引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。

三について

市区町村においては、御指摘のような「広域連携の実施に当たり必要となるシステムやルールの整備に係る経費や広域連携を実施する施設

を新たに開設する場合の施設整備費」については、「令和六年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和六年度補正予算分）の国庫補助について」（令和七年二月十三日付け成保第百二十九号）子ども家庭庁長官通知）に基づく「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）」への補助や「子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について」（令和五年八月二十二日付け成事第四百五十三号）子ども家庭庁長官通知）に基づき「病児保育施設の創設及び改築整備」に必要な経費への補助等を活用することが可能であり、政府としては、これらの財政支援等を活用して御指摘の「広域連携」を実施している取組について、「病児保育事業」における広域連携の推進について（令和五年十二月十二日付け子ども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において、「広域連携の実施により病児保育の安定的な事業運営や質の確保、ニーズへの対応等について取り組んでいる自治体について、その取組内容等を事例として取りまとめ」、地方公共団体及び御指摘の「病児保育施設」に対し周知しているところであり、引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。

令和七年二月二十六日提出
質 問 第 六 九 号

日本の伝統産業であるいぐさ及び畳表に係る国内産業支援に関する質問主意書

提出者 吉川 里奈

日本の伝統産業であるいぐさ及び畳表に係る国内産業支援に関する質問主意書
畳表の生産枚数は、平成八年から令和六年にか

けて約二千六百九十四万枚から百四十一万枚へと激減している。これに伴い、国産品の総生産額は三百四十三億円から三十一億円へと大幅に減少し、国内生産額も十分の一以下に落ち込み、自給率も七十％から二十二％へと下がった。また、輸入畳表の枚数は千三百七十七万枚から五百二万枚へ減少し、輸入品の総輸入額も八十一億円から五十一億円へと低下している。現在の畳表の単価は、国産品が一枚当たり二千二百十二円、輸入品が千二百三十三円で、国産品は輸入品の二倍以上の価格である。

国内の需要動向を見ると、平成元年から令和五年までの間に畳表の総枚数は千七百十六万枚から三百二十八万枚へと約五分の一に減少し、一戸当たりの畳替枚数も〇・四二三畳から〇・〇五六畳へと大幅に下落していると考ええる。

これらのデータから、過去三十年間で畳表の生産枚数、生産額、需要はいずれも減少し続けており、国内生産業者は非常に厳しい状況に直面していると考ええる。

いぐさ及び畳表は、寺社仏閣や茶室など、日本の伝統的な建築と文化にとって不可欠であり、これらは日本の文化的精神性を支えるとともに、国際的にも日本の魅力と競争力の源となつていていると考える。

このような背景を踏まえ、畳表産業の持続可能な支援と発展のためには、政府の積極的な役割が求められる。具体的には、国内のいぐさ及び畳表に対する需要拡大、国産品の維持存続のための経済的支援、産地偽装の処罰や取締り強化が必要ではないかと考える。

以上を踏まえ、質問する。
一 いぐさ及び畳表の需要拡大と、国産品の保護・支援のために現在実施されている取組と、

それに割り当てられた年間予算の金額、及びそれによる具体的な成果をそれぞれ回答された。

二 新築や改装される建物・施設に畳表(和室、置き畳など)の使用を促進するために政府が現在検討している施策や経済的支援はあるか。また、過去にこのような措置を採用し、検討した経緯がある場合、その詳細を回答された。

三 国内生産者に対する所得補償を含む経済的支援と、輸入品に対する保護関税の強化について

1 政府の立場と具体的な取組や過去の実施例をそれぞれ明らかにしたうえで、これに関し、いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策基金のこれまでの利用実績を回答された。

2 同基金の利用を促進すべく対象・要件を広げ、基金を拡充すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 いぐさ及び畳表の輸入品を国産品と偽る産地偽装問題について

1 政府は産地偽装問題について認識しているか。認識しているのであれば、この問題に対して、どのような具体的な対策が行われているのか。それに割り当てられている予算や人員配置を含め詳細を示されたい。

2 産地偽装を防ぐために導入されている新たな政策や改善策、政府が把握している産地偽装の件数と被害額についてそれぞれ回答されたい。

五 国宝及び重要文化財等の建造物の保存修理に国産漆を用いることを文化庁が指定した例のように、国産いぐさの需要拡大のために政府が講じている施策を示されたい。

内閣衆質二一七第六九号

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉川里奈君提出日本の伝統産業であるいぐさ及び畳表に係る国内産業支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員吉川里奈君提出日本の伝統産業であるいぐさ及び畳表に係る国内産業支援に関する質問に対する答弁書

一及び五について

御指摘の「いぐさ及び畳表の需要拡大」及び「国産いぐさの需要拡大のため、農林水産省としては、「持続的生産強化対策事業」のうち

「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進」(以下「地域特産作物体制強化促進事業」という。)において、いぐさ及び畳表に係る全国組織が行う、畳店、工務店等向けの研修会や消費者を対象とした国産いぐさ及び畳表の普及啓発の取組等を支援している。また、御指摘の「国産品の保護・支援」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国産畳表の高品質化や高付加価値化に取り組むいぐさ及び畳表生産者に対し、「いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業」(以下「経営所得安定化対策事業」という。)により、い業年度(毎年七月一日から翌

年六月三十日までの期間をいう。以下同じ。)とともに、国産畳表の価格が過去五年の価格を基に定められる基準値を下回った場合に、その下落の程度に応じ、一定額を補填することとしている。

令和五年度における地域特産作物体制強化促進事業の予算額約十三億五千万円のうち、いぐ

さ及び畳表に係る全国組織への交付実績は約千七百万円である。また、経営所得安定化対策事業は基金事業であり、令和五い業年度末における基金の残高は約二億六千万円であるが、同い業年度における補填金の交付実績はなかった。

これらの取組等により、国産いぐさ及び畳表の高品質化、高付加価値化等が進んでいると考えているところ、例えば国産畳表一枚当たりの価格については、様々な要因の影響を受けることから、一概にこれらの取組によるものと断定することは困難であるが、経営所得安定化対策事業を開始した平成二十六い業年度においては千八百八十四円であつたところ、令和五い業年度では二千二百十二円へと上昇している。

二について

政府として、御指摘の「新築や改装される建物・施設に畳表和室、置き畳など」の使用を促進するため」の「施策や経済的支援」は検討しておらず、これまで「検討した経緯」もない。

三の1について

政府としては、国内のいぐさ及び畳表に関連する産業を保護する観点等から、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第三条の規定に基づき、畳表に対して六パーセントの関税を課している。また過去には、畳表の輸入増加の事実等を踏まえ、平成十二年十二月二十二日から同法第九条第六項の規定に基づく調査を行ったところ、畳表の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定したことから、同条第八項の規定に基づき、平成十三年四月二十三日から同年十一月八日までの間に輸入される畳表に対して暫定緊急関税を課したことがある。なお、その後、畳表の秩序ある貿易を推進することについて我が国と主要

な輸入先国である中華人民共和国とが共通の認識を得たことにより、国民経済上の緊急の必要性がなくなったと認められたことから、同条第一項の規定による措置をとらないこととした。

また、国産畳表の価格下落に対しては、一及び五について述べたとおり、平成二十六い業年度から経営所得安定化対策事業を講じているところであり、その交付実績は、平成二十七い業年度においては約百七十万円、平成三十い業年度においては約二百八万円、令和元い業年度においては約九十九万円となっている。

三の2について

経営所得安定化対策事業については、国産畳表の高品質化や高付加価値化に取り組むいぐさ及び畳表生産者の経営の安定を図ることににより、その高品質化、高付加価値化等を進めることを目的としている。経営所得安定化対策事業等を通じて、出荷量に占める、いぐさ及び畳表の生産者団体が定める規格において上位に位置付けられる畳表の割合が、平成二十六い業年度においては八パーセントであつたところ、令和五い業年度では八十六パーセントへと上昇しており、その高品質化、高付加価値化等が進んでいると考えていることから、農林水産省としては、現時点において、御指摘のように「対象・要件を広げ、基金を拡充すべき」とは考えていない。

四について

現時点において、政府としては、いぐさ及び畳表の輸入品を国産品と偽る事案を把握しておらず、お尋ねの「産地偽装問題」が生じているとは認識していない。

また、御指摘の「産地偽装を防ぐため」の取組として、地域特産作物体制強化促進事業におい

て、いぐさ及び畳表生産者等による産地情報の提供等の取組への支援を措置している。

なお、「産地偽装問題」が不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)等の関係法令に違反する疑いがある場合には、関係省庁において法と証拠に基づき適切に対応することとしており、関係法令の執行を担当する職員が配置されている。

令和七年二月二十六日提出
質問 第七〇号

新たに指定した長崎大学のBSL-4施設に関する質問主意書

提出者 吉川 里奈

新たに指定した長崎大学のBSL-4施設に関する質問主意書

厚生労働大臣は令和七年一月二十四日付で、国立大学法人長崎大学を特定一種病原体等所持者として、また、同大学内の高度感染症研究センター実験棟を特定一種病原体等所持施設(以下、「BSL-4施設」という。)として指定した。

右について、昨年十一月十五日から一か月間ハブリックコメントを実施した結果、九万二千三百六件の意見が寄せられており、その内容は、「わざわざ日本で研究する意味がわかりません」「長崎大学は活断層の上にあるようで、予期しない災害を非常に心配しています」「ほとんどの国民が知らないうちにこっそり改正するのは良くないです。もっと新聞やテレビで報道して意見を広く求めるべきです」「研究施設から外部に出て感染症が広がった場合の補償はありますか」など、施設の必要性への疑問や事故や災害への懸念が多数挙げられている。

国は、この施設において特定一種病原体を対象とした基礎研究や人材育成、特に疫学研究、感染機構研究、病態研究、医療応用研究などを行うと起しづらい一方で、リスクの告知や対応、補償などの体制や経済的バックアップが不明確であるため、国の安全管理に対する具体的な取組や責任体制が問われていると考える。

以上を踏まえ、質問する。

一人為的事故や災害の場合の備えについて

1 BSL-4施設では極めて危険な病原体が取り扱われることから、人為的事故や自然災害が発生した際の緊急対応は極めて重要であると考え。警察や消防はこの種の特定一種病原体に対応するための訓練を受け、必要な人材を確保しているのか、政府の把握するところを回答されたい。

2 事態が拡大した場合に自衛隊の移動や住民の避難が必要となる事態も想定されるが、そのような状況に対して具体的な計画が存在するのか、政府の把握するところを回答されたい。

3 近隣住民が避難や感染等の被害に遭った場合の補償について特別な法律を設ける必要性について、政府はどのように考えるか。

2 地震に対する安全性について
BSL-4施設の「地震に対する安全性の確保」の基準は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(一種病原体等取扱施設の基準)第三十一条の二十七第三号によって建設省告示を引用している。しかし、同告示が地震リスクを含む立地条件を十分に考慮しておらず、致死率の高い特定一種病原体を取り扱う施設の場合の安全基準として不十分であると懸念している。そこで、地震発生時の対策と施設の安全性に関して、現在の基準の適切性と省令改正の必要性について、政府の見解を求めたい。

三 成果の盗用や海外移転を防止する制度について

1 国内で行われる高リスク研究の成果が不正に流出することは、国家の安全保障上、看過できない問題であると考え。研究成果の国内外への流出を防ぐために、政府はどのような対策を講じているのか。

2 研究者や従事者に対するセキュリティ対策の強化は予定されているのか。

四 研究の倫理基準について
1 特定一種病原体を用いた研究に関し、動物実験や人間での実験も含めた倫理基準につき、いかなる基準が適用されるか。

2 政府は、現在の倫理基準が十分であると考えているのか。また、これらの基準の見直しを行う予定はあるのか。

五 透明性の確保について
BSL-4施設における事故や盗難、流出事案の報告と対応の透明性の確保は、公衆の信頼を維持するために不可欠であると考え。

1 政府はこれらの事態に対処するために、内部基準の見直しや第三者委員会の設置を検討しているのか。

2 新たな法整備が必要と考えるが、その点についての政府の見解を求めたい。

六 感染事故対策について
事故などにより、万が一感染者が発生した場合、施設内または近隣に隔離施設は用意しているのか。具体的な概要を明らかにされたい。

七 BSL-4施設の周知徹底について

長崎大学のBSL-4施設の情報提供について、政府は、各府省庁のホームページなどの掲載や、地域とのコミュニケーションを通じて行っていることだが、閲覧数や参加人数などの周知効果をどのように把握しているか。政府による記者会見の実施状況も含めて回答されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第七〇号
令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉川里奈君提出新たに指定した長崎大学のBSL-4施設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員吉川里奈君提出新たに指定した長崎大学のBSL-4施設に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「BSL-4施設」において「人為的事故や自然災害」が発生した場合も含め、「特定病原体等に係る事故・災害時対応指針(令和五年九月厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課公表。以下「事故・災害時対応指針」という。))において、お尋ねの「警察」については、例えば、「事故・災害時の人命救助、立入禁止措置、交通規制」等を行うこととし、「消防」については、例えば、「事故・災害時の人命救助、消火、延焼防止等を行うこととして、いるところ、これらを的確に行うため、必要な訓練を実施し、及び体制を確保しているところである。

一の2について

御指摘の「事態が拡大した場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「自衛隊の出動」については、個別の状況に応じ、関係法令等に従い、適切に対応することとなり、また、御指摘の「住民の避難」については、事故・災害時対応指針は、「特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じた場合、及び地震、火災その他の災害・・・が起こったことにより、当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合の事業者が整備しておくべき緊急連絡体制及び事業者が講じるべき応急措置その他必要な措置に関して、・・・関係機関における連絡体制、連携等に関する内部規定を策定するための指針となるものである」ところ、「特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、特定病原体等取扱施設の内部にいる者、病原性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告する」、「必要に応じ特定病原体等を安全な場所に移すとともに、特定病原体等がある場所の周囲には、ロープを張り、又は標識等設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入らないための措置を講ずるよう努める」等としているところである。

一の3について

御指摘の「近隣住民」の「避難」については、一の2について述べたような「避難」を想定しており、また、御指摘の「近隣住民」の「感染等の被害に遭った場合の補償」については、個別の状況に応じ、民法(明治二十九年法律第八十九

号)や国家賠償法(昭和二十二年法律第二百二十五号)等に基づき対応が行われるものと考えており、新たに「補償について特別な法律を設ける」ことは現時点で検討していない。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「地震発生時の対策と施設の安全性」の確保については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第三十一条の二十七第三号の規定において、「国家機関の建築物及びその附帯施設的位置、規模及び構造に関する基準(平成六年建設省告示第二千三百七十九号)に従い、又は当該基準の例により、地震に対する安全性の確保が図られていること」等とされ、国家機関の建築物及びその附帯施設的位置、規模及び構造に関する基準(平成六年建設省告示第二千三百七十九号)において、「構造体の耐震性能」等について勘案すべき具体的な基準が示されているところ、当該基準を満たすことで、地震に対する安全性の確保が図られるものと考えており、御指摘の「省令改正」は現時点で検討していない。

三について

お尋ねの「研究成果の国内外への流出を防ぐために、政府はどのような対策を講じているのか」については、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)、サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)等に基づき適切な対応を行うこととしている。

また、お尋ねの「セキュリティ対策の強化」については、例えば、令和六年度補正予算において、内閣府では、国内の研究機関等を対象に、

国内外における共同研究等の実施に当たり、共同研究契約等の相手方等に関する情報の収集及び分析のために必要な経費を支援する「研究セキュリティ・インテグリティに関するリスクマネジメント体制整備支援事業」を行うこととしている。

四について

お尋ねの「倫理基準」及び「いかなる基準が適用されるか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国立感染症研究所及び国立大学法人長崎大学における御指摘の「特定一種病原体を用いた研究に関し」、御指摘の「動物実験」については、同研究所においては「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成十八年六月一日付け科発第〇六〇一〇〇五号厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知別添)が、同大学においては研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成十八年文部科学省告示第七十一号)が、それぞれ適用され、また、御指摘の「人間での実験」については、同大学及び同研究所いずれにおいても、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和三年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号)が適用されるところ、両者において、これらの指針等を遵守することが重要と考えており、「特定一種病原体を用いた研究に関し」これらの倫理指針等の見直しは、現時点では予定していない。

五について

御指摘の「BSL-4施設における事故や盗難、流出事案の報告と対応」については、事故・災害時対応指針において、例えば、「厚生

労働省の対応」として「報告聴取、事業所への立入検査」や「専門家を現地に派遣すること」した上で、事故・災害時対応指針を厚生労働省のホームページにおいて公表しているところであり、また、これに基づき適切に対応した上で、国民に対して必要な情報提供をしていくことにより、御指摘の「透明性の確保を図ること」としており、御指摘の「内部基準の見直しや第三者委員会の設置」及び「新たな法整備」については現時点で検討していない。

六について

御指摘の「事故などにより、万が一感染者が発生した場合」は個別の状況により様々であり、また、御指摘の「隔離施設」及び「具体的な概要」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないことから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、各「施設」においては、患者の感染状況等に応じ、「施設内」の感染対策や「近隣」の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第六条第十四項に規定する第一種感染症指定医療機関等との連携による感染対策が行われるものと承知している。

七について

御指摘の「周知効果」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「閲覧数」については、例えば、厚生労働省が実施した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に関するパブリックコメントに寄せられた意見を踏まえて同省が令和七年一月二十四日に同省のホームページに掲載した「感染症法に基づくBSL

4施設の基準」についての「閲覧数」は、同日から同年二月二十八日までの合計で四千四百六十八件であり、また、お尋ねの「参加人数」については、例えば、文部科学省の関与の下、御指摘の「長崎大学のBSL-4施設」の状況等について

の情報共有や意見交換等を目的に同大学が設置する「長崎大学高度感染症研究センター」実験棟の運用に関する地域連絡協議会が令和五年七月二十四日から令和七年二月二十八日までに合計六回開催され、その「参加人数」は、延べ二十一人と承知している。

また、御指摘の「政府による記者会見の実施状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和六年十二月二十四日の閣議後記者会見において、福岡厚生労働大臣が御指摘の「長崎大学のBSL-4施設」に関し、記者とやり取りを行っているところである。

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島田洋一君提出北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄振興予算への国の関与のあり方に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄振興特定事業推進費の課題に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛君提出徒弟制度の存続と職人文化の継承についてフリース新法適用の明確化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員島田洋一君提出集団的自衛権の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書

令和七年二月二十七日提出
質問 第七一号

北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する質問主意書

提出者 島田 洋一

北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する質問主意書

石破茂総理大臣は、国会答弁等において、北朝鮮による拉致問題の「可視化」という言葉を用いているが、その意味するところが明らかでなく、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会の不安を呼んでいると考える。

石破総理の言う「可視化」とは具体的に何を意味するのか、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第七一号
令和七年三月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員島田洋一君提出北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する質問に対する答弁書

御指摘の「国会答弁等」の指すところが必ずしも明らかではないが、例えば、令和七年二月十七日の衆議院予算委員会において、石破内閣総理大臣が「可視化」という文言を用いて答弁したのは、拉致問題を含む北朝鮮をめぐる諸懸案に対する国民の高い関心を保ち、理解を深めるために、拉致問題に関して北朝鮮側から我が国として納得できる

説明が得られていない点を含め、こうした諸懸案に関する日朝間の主張の隔たりを適時適切に国民に明らかにすることが重要であるとの認識を述べたものである。

令和七年二月二十八日提出
質問 第七二号

沖縄振興予算への国の関与のあり方に関する再質問主意書

提出者 屋良 朝博

沖縄振興予算への国の関与のあり方に関する再質問主意書

令和七年二月五日に提出した「沖縄振興予算への国の関与のあり方に関する質問主意書」に対し、同月十八日付で答弁書(内閣衆質二一七第四一号。以下、本件答弁書という。)を受領したが、答弁が不十分であったと考えるため、その内容を踏まえつつ、以下、再質問する。

一 本件答弁書の二の1について

1 沖縄振興特別措置法第八十条第三項の「貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援及び生活の安定に資するための支援、貧困の状況にあるこどもの保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援、こどもの貧困の解消に向けた対策を担うべき人材の育成及び確保その他の必要な施策の充実」との規定に基づいて実施した全ての事業の内容及予算額を年度ごとにそれぞれ可能な限り示さるべし。

2 1の各事業については、国の直轄事業ではなく、沖縄振興特別推進交付金(ソフト交付金)による沖縄県の事業として実施することが可能であると考えるが、政府の見解を示さるべし。

れた。また、沖縄県の事業として実施することが可能であると政府が考えるのであれば、国の直轄事業とした理由をそれぞれ説明いただきたい。

二 本件答弁書の二の2について

1 沖縄県側から主体的に、国に対して、沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた調査研究等事業の実施を求めたことにより、同調査研究等事業の予算を令和七年度沖縄振興予算に計上したのか明らかにされたい。

2 同調査研究等事業を国の直轄事業として行う理由を説明いただきたい。

3 同調査研究等事業は何年度までの実施を目的としているのか明らかにされたい。

三 本件答弁書の三について

「県企画部県土・跡地利用対策課、農林水産部流通・加工推進課及び企画部交通政策課との間で、各事業に係る経費を計上するために必要な調整を行った」としているが、これらの事業を国の直轄事業とするよう沖縄県側が主体的に国に求めたのか明らかにした上で、令和七年度沖縄振興予算において、「駐留軍用地跡地先行取得事業費」「沖縄農林水産物条件不利性解消事業」「沖縄離島住民交通コスト負担軽減事業」を国の直轄事業とした理由を説明いただきたい。

四 本件答弁書の四について

1 各事業の予算額の令和三年度分と令和四年度分をそれぞれ明らかにした上で、事業ごとの減少額と減額理由についてそれぞれ伺いたい。

2 1の事業費ごとの減額について沖縄県と調整し、県側は減額を受け入れたのか明らかにされたい。

3 令和四年度当初予算において、沖縄振興予算に計上された事業のうち、令和三年度当初予算と比較して、同額あるいは増額された事業名を明らかにするとともに、増額理由をそれぞれ伺いたい。

五 本件答弁書の五及び六について
沖縄県が沖縄振興一括交付金など沖縄振興予算の増額を要望していることについて、国として承知しているか明らかにした上で、承知しているのであれば、沖縄県の増額を求める理由について、政府はどのように認識しているか伺いたい。

内閣衆質二一七第七二号

令和七年三月十一日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄振興予算への国の関与のあり方に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄振興予算への国の関与のあり方に関する再質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「規定に基づいて」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第八十条第三項の規定の趣旨を踏まえ国において実施している事業については、例えば、沖縄県及び同県内の市町村が沖縄特有の事情を踏まえたことでの居場所の運営等に係る事業を集中的に実施することとを支援する沖縄こどもの貧困緊急対策事業が

あり、その予算額は、令和四年度が約十五億六千万円、令和五年度が約十六億八千万円、令和六年度が十八億五千万円である。

一の2について

御指摘の「国の直轄事業ではなく、沖縄振興特別推進交付金(ソフト交付金)による沖縄県の事業として実施することが可能である」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、沖縄こどもの貧困緊急対策事業については、先の答弁書(令和七年二月十八日内閣衆質二一七第四一号。以下「前回答弁書」という。)二の1についてでお答えしたとおりである。

二の1及び2について

お尋ねの「沖縄県側から主体的に」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年度予算における沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた調査研究等事業については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」(令和六年六月二十一日閣議決定)等を踏まえ、国において事業の必要性について検討し、沖縄県とも調整の上、令和七年度予算における沖縄振興予算に計上したものである。

二の3について

お尋ねについては、現段階において、確定的にお答えすることは困難であるが、今後の事業の進捗状況等を踏まえて適切に判断してまいりたい。

三について

お尋ねの「沖縄県側が主体的に」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「駐留軍用地跡地先行取得事業費」、「沖縄農林水産物条件不利性解消事業」及び「沖縄離島住民交通コスト負担軽減事業」の予算については、

前回答弁書三についてでお答えしたとおりである。なお、これらの事業については、沖縄県及び関係市町村に対する補助事業である。

四の1について

お尋ねの「各事業」の①令和三年度の当初予算額、②令和四年度の当初予算額及び③「事業ごとの減少額」をお示しすると、それぞれ以下のとおりであり、令和四年度当初予算における沖縄振興予算に計上された事業については、いずれも沖縄振興を推進するために必要な額を計上したものである。

沖縄振興交付金事業推進費 ①九百八十一億二百万円 ②約七百六十二億五千万円 ③約二百十八億五千二百百万円

沖縄における鉄軌道等導入課題検討に必要な経費 ①一億円 ②八千万円 ③二千万円

公立文教施設整備に必要な経費 ①約七十九億九千六百万円 ②約五十億円 ③約二十九億九千六百万円

医師歯科医師等の派遣に必要な経費 ①約二百万円 ②約二百万円 ③約二十万円

水道施設整備に必要な経費 ①三十三億円 ②二十八億円 ③五億円

廃棄物処理施設整備に必要な経費 ①十三億四千万円 ②十二億六百万円 ③一億三千四百万円

森林整備事業に必要な経費 ①二億九千四百万円 ②二億八千九百万円 ③五百万円

治山事業に必要な経費 ①三億六千三百万円 ②三億五千六百万円 ③七百万円

水産基盤整備に必要な経費 ①約四十九億六千二百万円 ②約四十三億五千六百万円 ③約六億六百万円

農業農村整備事業に必要な経費 ①約百四十

三億五千二百万円 ②約百二十六億七千五百万円 ③約十六億七千七百万円

社会資本総合整備事業に必要な経費(社会資本整備総合交付金) ①百五十九億八千万円 ②百四十五億二千万円 ③十四億六千万円

社会資本総合整備事業に必要な経費(防災・安全交付金) ①四十三億三千二百万円 ②三十六億四千四百万円 ③七億八百万円

沖縄開発事業(旧社会資本整備事業特別会計上分) ①約六百四十二億四千万円 ②約五百七十六億九千万円 ③約六十五億五千二百百万円

駐留軍用地跡地利用推進に必要な経費 ①約二億五千四百万円 ②約二億五百万円 ③約四千九百万円

沖縄の特殊事情に伴う特別対策に必要な経費(沖縄振興開発金融公庫・補給金) ①約二十億二千五百万円 ②約十九億三千三百万円 ③約九千三百万円

沖縄の戦後処理対策に必要な経費 ①約二十七億七千四百万円 ②約二十七億四千二百万円 ③約三千二百万円

沖縄・地域安全パトロール事業 ①約七億三千万円 ②約四億六千五百万円 ③約二億六千万円

沖縄力発見創造事業 ①約五千九百万円 ②零円 ③約五千九百万円

沖縄国際物流拠点活用推進事業 ①約九億千五百万円 ②零円 ③約九億千五百万円

沖縄型産業中核人材育成事業 ①約三億二千八百万円 ②零円 ③約三億二千八百万円

沖縄小規模離島生活基盤整備推進事業 ①十億六千九百万円 ②七億四千七百万円 ③三億二千二百万円

沖縄テレワーク推進事業 ①約三億百万円 ②零円 ③約三億百万円 沖縄の高校中退者等に係る人材育成推進に必要な経費 ①約一億五千六百万円 ②約七千二百万円 ③約八千四百万円 交通モード多様化事業推進に必要な経費 ①約四百万円 ②零円 ③約四百万円 沖縄糖業振興対策事業に必要な経費 ①約十億二百万円 ②七億五千五百万円 ③約二億八千七百万円 沖縄の酒類製造業の自立的経営の促進に必要な経費 ①約一億四千二百万円 ②零円 ③約一億四千二百万円 沖縄観光防災力強化支援事業 ①九億五千万円 ②零円 ③九億五千万円 沖縄振興特定事業推進費 ①八十五億円 ②八十億円 ③五億円 新たな沖縄観光サービス創出支援事業 ①約二億六千万円 ②約一億百万円 ③約一億五千万円 交通動態の変化に対応する道路環境創出事業 ①七千五百万円 ②零円 ③七千五百万円 四の2について お尋ねの「県側は減額を受け入れたのか」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、令和四年度当初予算における沖縄振興予算に計上された事業については、沖縄県を始めとする関係自治体や地元関係者の要望等を踏まえながら、いずれも沖縄振興を推進するために必要な額を計上したものである。 四の3について 令和四年度当初予算における沖縄振興予算に計上された事業のうち、令和三年度当初予算と	予算額が同額の事業は以下のとおりである。 沖縄振興推進調査費 沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業費 (建設海岸)海岸事業 また、令和四年度当初予算における沖縄振興予算に計上された事業のうち、令和三年度当初予算と比較して、予算額が増加している事業は以下のとおりであり、いずれも沖縄振興を推進するために必要な額を計上したものである。 (港湾海岸)海岸事業 良好で緑豊かな都市空間の形成等のための国営公園事業に必要な経費 沖縄の子供の貧困対策に必要な経費 沖縄科学技術大学院大学学園に必要な経費 沖縄北部連携促進特別振興事業費 沖縄離島活性化推進事業 沖縄国立大学法人施設整備に必要な経費 沖縄域外競争力強化促進事業 沖縄型産業中核人材育成・活用事業 沖縄型クリーンエネルギー導入促進調査事業 公共交通利便性向上検討事業 五について お尋ねの「国として承知しているか」については、御指摘の「沖縄振興予算の増額を要望」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、令和六年八月に沖縄県から内閣府に対して提出された「令和七年度沖縄振興に関する内閣府一括計上予算の要請について」において、「沖縄振興一括交付金など地方向け補助金を拡充した上で、要求可能額を最大限活用した総額三千億円台の概算要求を行っていたとき、その要求額を確保する」よう要請があったところである。	また、お尋ねの「政府はどのように認識しているか」については、御指摘の「沖縄県の増額を求める理由」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同県の認識に係るものについては、政府としてお答えする立場にない。
令和七年二月二十八日提出 質問 第七三三号 沖縄振興特定事業推進費の課題に関する再質問主意書 提出者 屋良 朝博 沖縄振興特定事業推進費の課題に関する再質問主意書 令和七年二月五日に提出した「沖縄振興特定事業推進費の課題に関する質問主意書」に対して、同月十八日付で答弁書(内閣衆質二一七第四二号)以下、「本件答弁書」という。を受領したので、その内容を踏まえつつ、以下、再質問する。 一本件答弁書の「一」について 1 各年度において繰越、繰越額を生じさせた事業のうち、さらに次年度に再度繰り越した事業以下、「二度繰越事業」という。について、事業ごとの名称、次年度に再度繰り越した額及び再度繰り越した理由をそれぞれ明らかにされたい。 2 繰越は「会計年度独立の原則」に対する例外的なものであるところ、二度繰越事業は「当年度支出」を前提として、適切に交付決定したものであるのか、政府の見解を伺いたい。 二本件答弁書の「二の2について」に関連し、「継続事業及び新規事業に要する経費の額の推移等を勘案して、それぞれ所要額を推計」して予算案に計上される補助金が政府全体の事業と	して他にあれば、いくつか例示いただきたい。 三 本件答弁書の「三について」において、補助金を受けた「民間事業者」によつては、ホームページ等の情報発信を行う手段を必ずしも有しているとは限らず、一律に公表を求めることは困難である」とされているが、補助対象事業などの成果目標の達成状況について報告を受ける担当大臣が、内閣府ホームページ等において「一律に」公表しないのはなぜか、その理由を明らかにされたい。 四 本件答弁書の「四について」に関連し、補助金を受けた民間事業者がこれまでに倒産及び事業停止などで財産を処分した例があれば、事業者の名称、事業名及び当該事業に対する補助金交付額をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。 五 本件答弁書の五について 1 民間事業者への推進費の交付先割合を比較すると、全体額の五十四％が中北部(名護市、うるま市、沖縄市、国頭村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、北部広域市町村圏組合)、次いで那覇市が三十％、中部(宜野湾市、浦添市、嘉手納町、中城村、西原町)が十二％、南部・先島(石垣市、糸満市、八重瀬町、竹富町)はわずか四％の割合となっている。中北部と南部・先島を比較すると、実に十倍以上の開きが生じている。この差が生じた理由を明らかにされたい。 2 民間事業者への推進費の交付先割合について、1のように地域間で格差が生じている状況を政府は認識しているか、明らかにしたうえで、認識しているのであれば、現状を是正する必要性について政府の見解を伺いたい。 右質問する。	

内閣衆質二一七第七三号
令和七年三月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄振興特定事業推進費の課題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄振興特定事業推進費の課題に関する再質問に対する答弁書

一の1について

沖縄振興特定事業推進費（沖縄振興特定事業推進費民間補助金（以下「民間補助金」という。）及び沖縄振興特定事業推進費市町村補助金をいう。以下同じ。）について、お尋ねの「二度繰越事業」の①「事業ごとの名称」、②「次年度に再度繰り越した額」及び③「再度繰り越した理由」をお示しすると、それぞれ次のとおりである。

①アカジンミールバイ陸上養殖体制整備事業
②約五億五千万円 ③設備の納入の遅れによる工事等の遅延

①天然繊維産業創出・交流拠点整備事業
②約一億四千二百万円 ③埋設物の除去作業等が追加されたことによる工事の遅延
一の2について

沖縄振興特定事業推進費のお尋ねの「二度繰越事業」については、内閣府としては、交付決定を行う際には、「当年度支出」を前提として、適切に対応しているところである。

二について

お尋ねの「予算案」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「継続事業及び新規事業」や「経費の額の推移等」については、各事業に応じた様々な考え方があるものと考えられることから、網羅的にお答えすること

は困難であるが、例えば、令和七年度予算においては、内閣府所管の沖縄離島活性化推進事業がある。

三について

民間補助金における補助対象事業等の成果目標の達成状況については、先の答弁書（令和七年二月十八日内閣衆質二一七第四二五号）三についてでお答えした「他の補助事業における取扱い」のほか、補助対象事業等の一部は民間資金を財源としており、公表を行うことは慎重に判断する必要があることも踏まえ、お尋ねのように「内閣府ホームページ等において「一律に」公表」することとはしていない。

四について

民間補助金の交付を受けたお尋ねの「民間事業者」が「倒産及び事業停止により」「財産を処分した」事例は承知していない。

五について

御指摘の「全体額の五十四％が中部・・・、次いで那覇市が三十％、中部・・・が十二％、南部・先島・・・はわずか四％の割合となっている。」の具体的に意味するところが明らかではないため、これを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

令和七年二月二十八日提出

質問 第七四号

徒弟制度の存続と職人文化の継承についてフ
リーランス新法適用の明確化に関する質問主
意書

提出者 八幡 愛

徒弟制度の存続と職人文化の継承について
フリーランス新法適用の明確化に関する質問
主意書
日本には古くから、職人が弟子を育成するため

に徒弟制度が存在し、技術の継承を目的とするこの仕組みは、伝統産業のみならず、漫画やアニメなどの創作分野にも広がっている。徒弟制度においては、師匠が無償で指導を行い、弟子が実務を通じて技術を習得する形が一般的であり、単なる業務委託や労働契約とは異なる文化的・社会的役割を果たしていると考ええる。

令和六年に施行された特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス新法」という。）は、フリーランス（特定受託事業者）を保護し、発注者（業務委託事業者）との取引を適正化する目的で制定された。本法により、フリーランスの取引環境が改善されることは評価されるが、一方で、徒弟制度の存続や技能継承への影響が懸念されることがある。

特に、徒弟制度が運用される現場では、フリーランス新法の適用関係が分かりにくく、誤った認識による混乱が生じる可能性がある。例えば、以下のような事例では、フリーランス新法が適用されるか否かの判断が容易でないことが問題となる

第一に、師匠が小規模企業の社員であり、副業として個人で受注した仕事の中で弟子を指導しているケースである。師匠が企業の正社員でありながら、副業として個人事業主として活動し、弟子を指導している場合、師匠は「業務委託事業者」に該当する可能性がある。しかし、実際の現場では、師匠がフリーランス新法の適用対象であるかどうかを判断することが難しく、無意識のうちに法律違反に該当するような取引を行うリスクがある

第二に、漫画家がアシスタント（弟子）を業務委託契約で指導するケースである。フリーランスの漫画家がアシスタントに業務を委託しつつ、技術指導を行う場合、漫画家が「業務委託事業者」に該

当するかどうかによって、フリーランス新法の適用範囲が変わる。しかし、アシスタントとの関係が単なる業務委託ではなく、技能継承の側面を持つ場合、フリーランス新法が想定する商業契約の枠組みと実態が異なるため、適用基準が曖昧になる可能性があると考ええる。

第三に、いわゆる一人社長として活動するアニメーターが弟子を指導するケースである。アニメ業界では、一人社長として法人を設立し活動するケースが多い。一人社長は「特定受託事業者」となるが、弟子も個人事業主である場合、両者はフリーランス新法の適用対象外となる。しかし、実態としては、一人社長のアニメーターが弟子を指導しながら業務を発注することが一般的であり、指導の範囲と業務委託の境界が不明瞭となることが懸念されることがある。

第四に、法人化していない個人事業主が、法人化していない個人事業主を指導するケースである。フリーランス新法は法人が発注者となる場合に適用されるため、法人化していない個人事業主同士の取引は原則として適用対象外である。しかしながら、職人業界やクリエイティブ業界においては、法人化していない個人事業主同士の契約であっても、実態として師匠と弟子の関係に近い形で指導が行われる場合があると考ええる。特に、報酬が技能習得を前提として低額に設定される場合、本法の理念と矛盾するとの指摘がなされる可能性もある。

これらの四つのケースでは、フリーランス新法が適用されるか否かの判断が徒弟制度が運用される現場で容易でないことが問題となる。特に、個人事業主同士の取引では、法適用の範囲を誤認し、契約内容に混乱が生じる可能性があるため、政府の明確な基準の提示が求められると考える。

以上のような認識のもと、以下質問する。

一 フリーランス新法の適用基準と徒弟制度の整合性について

1 右記の四つの事例において、フリーランス新法が適用される基準について、政府の見解を問う。

2 フリーランス新法の適用について、個人事業主同士の契約における混乱を防ぐために、政府はどのような啓発・指導を行っているか。また、法適用の範囲の誤認を防ぐためのガイドラインや支援策を検討しているか。

3 徒弟制度においては、技能習得の過程で報酬が低額となることが多いが、これがフリーランス新法の定める「適正な取引」と整合するのかについて、政府の見解を問う。

二 徒弟制度の文化的・社会的意義の考慮について

1 フリーランス新法の運用に当たり、徒弟制度が持つ文化的・社会的意義を考慮する余地があるとするば、どのような形で法律に反映できると考えるか、政府の見解を問う。

2 徒弟制度において、技能継承を目的とした取引に関する特例措置や支援策を検討する必要があると考えるか、政府の見解を問う。

三 国際比較と徒弟制度の維持に向けた施策について

1 欧米諸国では、技能労働者の育成を目的とした「アプレンティスシップ」制度が存在するが、日本の徒弟制度と比較した際の相違点について、政府の認識を示されたい。

2 諸外国では、伝統的な技能継承を維持するために、政府が法的な枠組みを調整している事例があるか政府の把握しているところを示されたい。ある場合、日本の政策にどのような

に活かすことが可能か、政府の把握しているところを示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一七第七四号
令和七年三月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出徒弟制度の存続と職人文化の継承についてフリーランス新法適用の明確化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出徒弟制度の存続と職人文化の継承についてフリーランス新法適用の明確化に関する質問に対する答弁書
一の1及び2について

お尋ねの事例において特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号。以下「法」という。)の規定が適用されるか否かについては、業務委託事業者(法第二条第五項に規定する業務委託事業者をいう。)又は特定業務委託事業者(同条第六項に規定する特定業務委託事業者をいう。以下同じ。)に該当するか否か等を、個別に勘案して判断していくこととなるため、一概にお答えすることは困難であるが、法に規定する要件を満たす場合には、法による規制の対象となるものと考えている。また、法の解釈の明確化を図る観点から、令和六年五月三十一日に公正取引委員会及び厚生労働省が作成した「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」や「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)Q&

A」を公正取引委員会のホームページ等において公表するとともに、相談窓口の設置や事業者に対する説明会の開催等を通じて、周知を行っているところである。政府としては、引き続き幅広い周知に努めてまいりたい。

一の3について

御指摘のような「徒弟制度においては、技能習得の過程で報酬が低額となる」という事例については個別具体的には把握していないが、一般論として申し上げれば、特定業務委託事業者は、特定受託事業者(法第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下同じ。)に対し業務委託(法第五条第一項に規定する業務委託をいう。)をした場合であって、特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めたときは、同項の規定に違反することとなる。

二の1について

御指摘の「徒弟制度が持つ文化的・社会的意義」の意味するところが明らかではないが、法は、特定の業種に着目したものではなく、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができ環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化を図ること等を目的としたものである。

二の2について

御指摘の「徒弟制度」における「技能継承を目的とした取引」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三の1について

御指摘の「日本の徒弟制度」の意味するところが明らかではなく、また、「欧米諸国」の「アプレンティスシップ」制度は各国ごとに異なるた

め、お答えすることは困難であるが、我が国において、技能労働者の知識と技能の習得を図るための施策として、例えば、事業主がその雇用する労働者を対象に、企業内において実施する実習と教育訓練機関等で実施する座学等を組み合わせた実習併用職業訓練等を実施しているところである。

三の2について

御指摘の「伝統的な技能継承」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和七年二月二十八日提出
質問 第七五号

集団的自衛権の憲法解釈変更に関する質問主意書

提出者 島田 洋一

集団的自衛権の憲法解釈変更に関する質問主意書

一九五一年九月八日に署名され、一九五二年四月二十八日に発効した日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約(以下、旧安保条約という)は前文で「平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する」と明記している。

すなわち旧安保条約の締結、発効時においては、日本政府は、個別的自衛権に加え、集団的自衛権も「行使」できるとの憲法解釈を採っていた。

ところがその後、日本政府は憲法解釈を変更し、一九七二年十月十四日の内閣法制局より参議院決算委員会に提出された資料で「わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであつて許されないとの立場」に移行した。

この政府見解の変更は、さらに一九八一年五月二十九日の答弁書(内閣衆質九四第三二号)で「国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を有しているものとされている。我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている」というように定式化されて、今日に至っている。

そこで政府に対し質問する。

- 一 旧安保条約は憲法違反の条約であつたのか。
- 二 旧安保条約が合憲であつたとすれば、集団的自衛権の「行使」に関する憲法解釈を、その後、日本政府が変えたことになると考えるが、解釈変更がなされたことを認めるか。
- 三 旧安保条約時代における「集団的自衛権の行使は合憲」という憲法解釈も成り立つとすれば、再びその解釈に戻すのに憲法改正は必要なく、政府見解の変更によつて為しうろと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆質二一七第七五号

令和七年三月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出集団的自衛権の憲法解釈変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員島田洋一君提出集団的自衛権の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書

一について

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約(昭和二十七年条約第六号)と憲法との関係については、昭和二十六年十月十六日の参議院本会議において、吉田茂内閣総理大臣(当時)が「安全保障条約と憲法第九条の関係についてのお尋ねでありますが、憲法第九条は、この九條に明記してある通り、国際紛争の手段として兵力を使うとか威嚇を用いるとかいうようなことはしない。(中略)保障条約については、これは自国の自衛に関する問題であつて、おのずからその間に区別があるので、保障条約があつたからといつて、これが憲法第九条の改訂を必要とするのではないはずと私は考えます。」と答弁したとおりであり、御指摘のように「憲法違反の条約」であるとは考えていない。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府は、他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められないとしており、また、御指摘の「一九七二年十月十四日の内閣法制局より参議院決算委員会に提出された資料」で示された政府見解は、憲法第九条の下でも例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという基本的な論理を示した上

で、これに当てはまる場合は我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の認識の下で、結論として、この基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしたものであり、憲法第九条の解釈を変更したものではない。

三について

御指摘の「旧安保条約時代における「集団的自衛権の行使は合憲」という憲法解釈」の意味するところが必ずしも明らかではないが、憲法第九条の下で許容される「武力の行使」は、あくまでも、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)で明示した「武力の行使」の三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られており、集団的自衛権の行使一般を認めるものではなく、他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められない。

